

平成 30 年度 佐倉市行政改革懇話会（第 1 回）

日 時：平成 30 年 10 月 4 日（木）
午前 10：00 から 12：00 まで
場 所：佐倉市役所 1 号館 3 階会議室

次 第

1 議 事

- (1) 委員長・副委員長の選任について
- (2) 懇話会の会議公開等について
 - ア 会議の公開について
 - イ 傍聴要領について
 - ウ 会議録の作成方法及び確認方法について
- (3) 佐倉市行政改革研究会中間報告について
- (4) 佐倉市の現状について
 - ・総合計画
 - ・財政

2 その他

3 閉 会

【資料】

- 資料 1 佐倉市行政改革懇話会委員名簿
- 資料 2 佐倉市行政改革懇話会設置要綱
- 資料 3 佐倉市行政改革懇話会について
- 資料 4 佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱
- 資料 5 佐倉市情報公開条例（抄）
- 資料 6 傍聴要領（案）
- 資料 7 第 5 次佐倉市行政改革総括表
- 資料 8 第 6 次佐倉市行政改革プラン（素案）
- 別添 1 佐倉市の総合計画
- 別添 2 佐倉市の財政状況

佐倉市行政改革懇話会 委員名簿

任期 平成30年9月1日～平成32年8月31日

定数5名

(五十音順、敬称略)

No.	氏名(敬称略)	区分	経歴等	その他
1	オオシマ 美穂 大島 美穂	有識者	津田塾大学 副学長 総合政策学部総合政策学科教授	新規
2	サカグチ 嘉一 坂口 嘉一	公募市民	元 佐倉市住生活基本計画策定検討委員会副委員長 元 佐倉市産業振興推進会議委員 元 佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会副委員長 元 佐倉市行政評価懇話会委員 佐倉市地域公共交通会議委員	新規
3	トムラ 信夫 戸村 信夫	公募市民	元 佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会委員 佐倉市男女平等参画審議会委員 佐倉市市民公益活動サポートセンター運営協議会委員	新規
4	ミズノ ハジメ 水野 創	有識者	株式会社ちばぎん総合研究所 取締役社長 元 佐倉市行政改革懇話会委員長	再任
5	ヨシムラ 真理子 吉村 真理子	有識者	千葉敬愛短期大学 現代子ども学科教授 元 佐倉市健やかまちづくり推進委員会委員 元 佐倉市補助金検討委員会委員長職務代理者 元 佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会委員 元 佐倉市行政評価懇話会委員 佐倉市立美術館運営協議会委員	新規

佐倉市行政改革懇話会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済状況の変化に対応した効率的で質の高い市政を推進するため、佐倉市行政改革懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について専門的な視点や市民の幅広い視点から意見を述べ、又は市長の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

(1) 行政改革大綱の策定及び推進に関する事項

(2) その他行政改革に関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 行財政運営に関する優れた識見を有する者

(2) 公募市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の二分の一以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

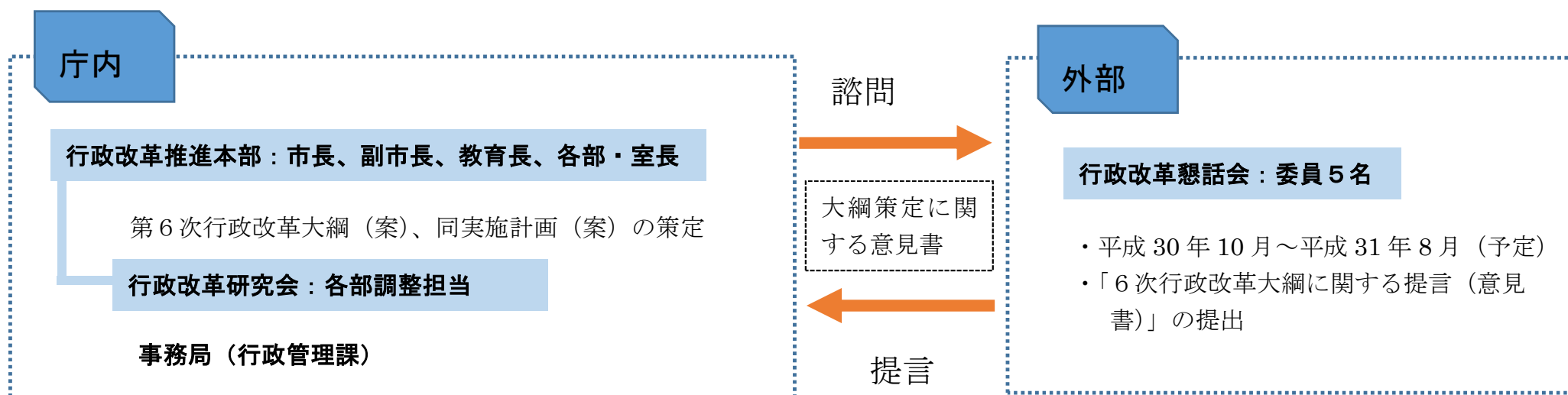
(施行期日)

資料 2

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
(佐倉市行政改革推進懇話会設置要綱の廃止)
- 2 佐倉市行政改革推進懇話会設置要綱（平成 17 年 4 月 7 日市長決裁 17 佐行第 51 号）は廃止する
附 則（平成 30 年 3 月 29 日決裁 29 佐行第 587 号）
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

佐倉市行政改革懇話会について

行政改革懇話会の位置付け



佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号。以下「条例」という。）第20条に規定する審議会等の附属機関その他これに類するもの（以下「審議会等」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第2条 審議会等は、全部又は一部を公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 審議会等の会議の開催の公表は、審議会等の会議開催のお知らせ（別記様式第1号）を市政資料室、出張所、派出所及び市民サービスセンターに配置して閲覧に供するとともに、その内容を本市のホームページに掲載することにより行うものとする。

3 審議会等は、会議における審議の内容等から判断して必要があると認める場合は、広報紙を活用し、会議の開催について効果的な周知に努めるものとする。

(会議を非公開とする決定)

第3条 審議会等は、開催しようとする会議の全部又は一部が条例第20条ただし書のいずれかに該当すると認められる場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とする旨を、次の各号のいずれかの方法により決定するものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別の承認
- (3) あらかじめ指名された委員等による承認
- (4) その他審議会等が定める方法

2 前項の規定による会議の一部を非公開とする決定は、会議を緊急に開催する必要がある場合を除き、当該会議の開催日の1週間前までに行うものとする。

(原則非公開の決定)

第4条 審議会等は、審議会等の設置目的等から判断して、会議が恒常的に条例第20条ただし書のいずれかに該当すると認められる場合には、会議において、以後の会議の全部を原則として非公開とする旨の決定を行うものとする。

2 審議会等の事務局は、前項の規定により原則非公開の決定がなされた場合は、会議非公開決定書（別記様式第2号）を作成し、行政管理課長に送付するものとする。

3 行政管理課長は、前項の規定により送付を受けた会議非公開決定書の写し

資料 4

を市政資料室において閲覧に供するものとする。

- 4 審議会等は、第1項の規定により原則非公開の決定を行った場合であっても、個々の会議の全部又は一部が条例第20条ただし書に該当しないと認められる場合は、当該会議の全部又は一部を公開するものとする。

(会議の公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開の方法は、会場に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。

- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選等他の方法とすることができる。

- 4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴要領例(別記様式第3号)を参考に傍聴要領を定め、これを配布すること等により、会場内の秩序維持に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第6条 審議会等の会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料(条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。)を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真等の配布が困難と認められるものについては、会場に備え、傍聴人が閲覧できるように努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第8条 審議会等は、公開した会議の会議録の写しを市政資料室に配置する等により、市民の閲覧に供するものとする。

- 2 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録の写しを市政資料室に配置する等により、市民の閲覧に供するよう努めるものとする。

(運用状況の送付及び公表)

第9条 審議会等の事務局は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、審議会等の会議の公開に関する運用状況(別記様式第4号)を、行政管理課長に送付するものとする。

- (1) 会議の回数
- (2) 公開した会議の回数
- (3) 非公開とした会議の回数

(4) 傍聴人の数

2 市長は、毎年1回、審議会等の会議の公開に関する運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第10条 審議会等の会議の公開等について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日決裁19佐行第682号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月28日決裁22佐総第574号)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日決裁26佐総第1787号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日決裁27佐行第699号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

○佐倉市情報公開条例（抄）

平成13年3月28日条例第2号

改正

平成17年9月30日条例第25号

平成18年3月23日条例第1号

平成18年12月28日条例第46号

平成19年10月1日条例第22号

平成21年6月30日条例第25号

平成25年10月1日横書き施行

平成25年12月24日条例第44号

平成27年3月19日条例第4号

平成27年12月22日条例第42号

佐倉市情報公開条例

佐倉市情報公開条例（平成8年佐倉市条例第2号）の全部を改正する。

（会議の公開）

第20条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会等の附属機関その他これに類するもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 法令又は他の条例に特別の定めがある場合
- （2） 不開示情報に該当すると認められる事項を審議する場合
- （3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

傍聴要領(案)

佐倉市行政改革懇話会

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第、終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始15分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 発言、質問等はしないでください。
- (3) 携帯電話、スマートフォンその他これらに類する機器は使用しないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 張り紙、プラカード等を携帯しないでください。
- (6) はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

- (1) 委員長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 上記2の事項をお守りいただけない場合は、委員長が注意し、なおこれに従わない場合は、退場していただくことがあります。

※ 佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱により、審議会等は、会議が公正・円滑に行われるよう傍聴要領を定めるものとされており、上記(案)は、同要綱に定められている標準的な傍聴要領に字句修正を加えたものとなっております。

第5次佐倉市行政改革総括表 平成30年3月31日現在

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
1-1	自治人権推進課	市民活動の担い手づくり、支援の拡充	団塊世代の退職等により、地域で暮らす人が増えていることから、地域活動への参加を促進するための啓発活動を拡充するとともに、まちづくり協議会の設立をはじめ、民生委員・児童委員などの担い手づくりや地域活動団体への支援の充実を図ります。	概ね完了	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加を促進するための啓発活動につきましては、市民協働情報誌「まちづくりしよ」「まちづくりフォーラム」等による活動により一定の啓発効果をあげました。 ・地域活動団体への支援につきましては、市民公益活動サポートセンターを通じた技術的支援等を行い、市域活動団体の活動を活性化・円滑化しました。 ・まちづくり協議会につきましては、全小学校区（23小学校区）での設立を目指し活動を行いました。 以上の取組を実施することにより、啓発活動の拡充、地域活動団体への支援の充実等を実施しました。	—
1-2	危機管理室	自主防災組織への支援の拡充	新たに設立する自主防災組織への支援に加えて、設立から10年を超える団体に対して、活動の継続、充実のための助成を実施するなど支援の充実を図ります。	完了	設立から10年を超える自主防災組織に対し、10万円を上限として、防災用資機材の修理または新規購入に係る経費に助成を行っています。59の対象団体のうち26団体に助成を行いました。	—
2-1	企画政策課	政策形成過程への市民参加の拡充	ウェブアンケート等の新たな方法による意識調査や、参加者を無作為抽出して行う意見交換会など、今まで参加する機会がなかった方々にも市政に参加していただける機会の拡充を図ります。	概ね完了	参加者を無作為抽出して行う意見交換会を市民意識調査時（H26.5）に参加者を募り、平成27年4月に意見交換会を実施しました。ウェブアンケートについては期間中に調査を必要とする所属がなかったため、実施しませんでした。 市民意識調査の機会を活用した無作為抽出による参加者募集・意見交換会については、平成28年度、平成29年度に同様の手法により行政評価懇話会市民ワークショップや教育懇話会、佐倉図書館の建て替えに関するワークショップなどで活用し、市民参加の機会拡充を行いました。	—

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
2-2	行政管理課	附属機関、懇話会等の総点検の実施	附属機関に類する懇話会等について、その必要性、位置付けの適正性等を確認する総点検を行います。その上で、統廃合や条例による位置付けを検討します。	完了	平成25年度から平成26年度にかけて点検を行った結果、指定管理者制度の導入に伴うものも含め、12の懇話会等を廃止し、3の懇話会等については、所掌事務の類似する附属機関等への統合を行いました。引き続き附属機関等の位置付けや適性性の確保に努めてまいります。	589
2-3	広報課	市政情報の発信策の充実	SNS（ソーシャルネットワークシステム）の利用など、情報発信手段の多様化を図ります。	完了	広報紙・広報番組・ホームページの充実とともに、Twitter（防災情報・カムロちゃん）、Facebook（城下町400年、花火大会、産業まつり等）、YouTubeなどSNSの活用により情報発信の多様化を図った。 また、スマートフォン用アプリ「i広報紙」や、オープンデータ（テキスト）である「マイ広報紙」など、スマホで広報を閲覧できる環境を整えた。	—
3-1	企画政策課	大学、企業、団体等との連携・協力の充実	多様化する地域課題の解決に向けて、大学、団体等の専門分野を活用した連携事業の拡充に努めるとともに、教育・文化の振興、人材育成など様々な分野において、新たな協力体制の構築を図ります。	完了	様々な分野における新たな協力体制の構築を図り、それぞれの大学・団体等の特性を活かした連携事業を推進しました。 【大学】新たに4大学、1短大と協定を締結しました。（計画期間満了時：6大学1短大（参考：H30.3.31予定：7大学1短大）） 【団体等】新たに21の災害時応援協定を締結しました（計画期間満了時：64協定（参考：H30.3.31予定：76協定）。その他、（一社）千葉県宅地建物取引業協会印旛支部との空き家バンクに関する協定（平成26年度）や、国立歴史民俗博物館との連携協力に関する協定（平成27年度）などを締結しました。	—

第5次佐倉市行政改革総括表 平成30年3月31日現在

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
3-2	企画政策課	他地方公共団体との連携・協力の充実	佐倉市の学術、文化、行政施策のレベルアップを図ることを目的として、友好都市、姉妹都市等の締結なども含め、他の地方公共団体等との協力体制の充実を図ります。	完了	平成28年度に、全国市町村あやめサミット連絡協議会関係首長会議と平和首長会議国内会議総会を開催し、全国の自治体との協力体制を強化しました。今後は、印旛沼関連市町連絡会議において、引き続き近隣の市町と協力して取り組んでいきます。	—
4-1	企画政策課	外部委託等の総点検	現在直営により実施している業務の中で、アウトソーシング（外部委託）したほうが効率的又は効果的である業務がないか総点検を行います。一方、現在、外部委託をしている業務についても、効率的・効果的に実施されているか、提示する仕様書の内容が適正かどうかなどを判断するためのチェックリストを作成し、点検を行います。	完了	改革の方針に基づき、チェックリストを作成し、現在直営により実施している業務の総点検を行いました。総点検の結果、市民意識調査について、入力業務をアウトソーシングすることにより、職員人件費が削減されました。なお、アウトソーシングの目的を人件費削減とサービス向上に分類し、職員で実施している業務を臨時職員が実施することもアウトソーシングの1形態と整理しました。現在委託している業務について、目的（コスト削減、民間の専門的知識の活用など）や仕様書が適切かどうかを点検した結果、改善すべき業務はありませんでした。	489

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
4-2	資産管理経営室	公の施設の管理方法の総点検	<p>直接管理している施設を対象に、再度、指定管理者制度導入の可能性についての点検を行います。</p> <p>また、指定管理者制度により運営している施設については、指定期間終了年度に、設置目的に基づく安定的かつ質の高いサービス提供ができていないかを点検します。</p>	完了	<p>○指定管理者制度導入の可能性についての点検について市の直営により管理が行われている施設の指定管理者制度導入の可能性について、所管課ヒアリング及び調査票による点検を平成26年度に実施しました。点検の結果、ミレニアムセンター佐倉、公民館、図書館、市民音楽ホールについて、指定管理者制度導入の可能性があるとされました。</p> <p>○指定管理者制度により運営している施設の提供サービスの点検について</p> <p>指定管理者制度により運営している施設については毎年度モニタリングを実施し、設置目的に基づく安定的かつ質の高いサービスが提供できているか確認を行っています。平成27年度からはモニタリングの実施方法の見直しを行い、新たに指定期間の中間に資産管理経営室による指定管理者のヒアリング等を実施しました。これにより、指定管理者制度導入施設全体の見地から、これまでの業績の評価及び今後の改善に向けての取組みについて、指定管理者との間で意識共有を図り、更なる改善につなげていけるものと考えます。新たな方法によるモニタリングの結果については平成27年9月に公表しました。</p>	168,503
4-3	企画政策課	市主催（共催）行事等の見直し	<p>必要性、有効性、市民協働によるまちづくりの視点等から、市が主催する行事等の内容、経費負担等を点検し、事業の統合等を含めた見直しを行います。</p>	概ね完了	<p>市主催行事等について、必要性・有効性等の点検を行いました。事業の統廃合を含めた実施の見直しについては1件実施しました。</p>	700

第5次佐倉市行政改革総括表 平成30年3月31日現在

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
4-4	財政課	補助金・交付金の見直し	補助金・交付金の目的や効果などを総合的に勘案して、補助金等交付基準の見直し並びに各補助金及び交付金の見直しを行います。	完了	<p>学識経験者や公募委員5名による「佐倉市補助金検討委員会」を設置し、平成25～26年度で計11回の審議を行い、平成27年10月28日に「補助金のあり方に関する意見書」が提出されました。</p> <p>平成27年度当初予算編成において補助金・交付金については、上記意見書の主旨を尊重し、所要の見直しを図り要求することとし、厳正なる査定のうえ予算計上しました。</p> <p>また、併せて補助金等交付基準に関するもの、手続き等に関するものについての意見があり、補助金等交付基準などの見直しを行いました。</p>	7,478
4-5	財政課	各種団体への加入・負担金の見直し	各種団体（協議会等）への加入目的、負担金等の費用対効果などについて点検を行い、効果の低くなったものについては退会も含め、見直しを行います。	完了	<p>平成26年8月から10月にかけて、すべての負担金（各種研修負担金を除く）について担当課のヒアリングを行い、負担金の用途や効果について点検を行いました。</p> <p>見直し対象の負担金については、負担金に対する効果が少なくなっているものを廃止するなど、平成27年度当初予算から反映させました。</p> <p>（平成28年度当初予算から反映させたものを含めると効果額は合計485千円。）</p>	41

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
4-6	企画政策課	使用料の見直し	使用料の性質毎に、使用料の積算の考え方を整理し、それに基づく使用料額の見直しを行います。また、全ての使用料の積算根拠を公表し、定期的に見直しをする体制を整備します。減免のあり方についてもあわせて検討します。	概ね完了	「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、統一した積算基準等により、全ての使用料等について、見直しを検討しました。その結果、平成29年度に料金改定の条例改正を行い、年間約2440万円の歳入増加を見込むことができました。なお、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の切替時に料金改定を実施することとしたため、効果額は、今後、増加する見込みです。また、今後は、原則として、4年ごとに見直しを検討することといたしました。	—
4-7	企画政策課	手数料等の見直し	手数料の積算の考え方を整理し、それにもとづく手数料額の見直しを行います。また全ての手数料の積算根拠を公表し、定期的に見直しをする体制を整備します。	概ね完了	「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、統一した積算基準等により、全ての手数料について、見直しを検討しました。その結果、平成29年度に料金改定の条例改正を行い、平成30年度以降、年間約750万円の歳入増加を見込むことができました。今後は、原則として、4年ごとに見直しを検討することといたしました。	—
4-8	企画政策課	窓口サービスの見直し	窓口サービス担当課の職員等による研究会を開催し、市民にとって便利で、分かりやすい窓口サービスの提供ができるように、利用状況の分析、窓口サービスの課題等の抽出等を行い、窓口サービスの見直しを行います。	概ね完了	担当課職員等による窓口サービス検討会議を開催し、状況分析、先進事例視察、窓口来庁者に対するアンケート実施などにより課題の抽出等を行い、窓口のレイアウト変更など窓口サービスの見直しを行いました。また今後の窓口サービス向上に向けて、「佐倉市窓口サービスの見直しに関する方針」をまとめました。	—

第5次佐倉市行政改革総括表 平成30年3月31日現在

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
4-9	市民課	証明書交付窓口の拡充	市民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付、自動交付機によるサービスの再検討など、証明書交付窓口の拡充を図ります。	完了	改革の方針に基づき、「証明書コンビニ交付事業基本方針」を策定し、平成28年10月に「証明書コンビニ交付システム構築業務委託契約」、平成29年2月に「証明書コンビニ交付システム賃貸借契約」を締結しました。その結果、「証明書コンビニ交付事業基本方針」に定めるとおり、平成30年2月より証明書コンビニ交付事業を実施できる見込みとなっています。また、自動交付機についても、証明書コンビニ交付サービス開始後、直ちに廃止することは、サービスの低下と混乱を招く可能性があることから、引き続き、設置することとし、平成30年1月に機器更改を実施しています。	—
5-1	企画政策課	定住・交流促進事業の実施	推進本部の設置等、定住人口の維持及び交流人口の増加を図る施策を体系的に推進する体制を整備します。	概ね完了	平成29年度に企画政策部内に少子化担当参事を置き、市内の定住人口対策を取りまとめる体制を作りました。シティプロモーションの推進とともに、子育て世代の流入や少子化対策に取り組みます。	—
5-2	企画政策課	シティセールス戦略の構築	観光情報のみならず、本市の施策や住みやすさ等の魅力を市内外に発信し、定住人口や交流人口の増加につなげるという視点で、シティセールス戦略を構築し、情報発信を行います。	完了	平成29年度中に佐倉市シティプロモーション戦略を策定しました。今後は、定住人口や交流人口の増加を目指し、戦略に基づいた効果的な魅力発信に努めます。	—

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
6-1	資産管理経営室	公共施設の現況調査・分析の実施	『佐倉市施設白書』刊行に加え、利用状況、類似施設との比較などにより、公共施設の有効活用度を分析し、利用促進等にかかる改善策を検討します。	概ね完了	公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めていくため、公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定しました。 計画の策定作業においては、老朽化などのハード面からの調査・分析だけでなく、使い方などのソフト面からの分析も併せて行いました。	—
6-2	資産管理経営室	(仮称)公共施設中長期改修計画の策定	各公共施設の利用状況、維持管理コストなどについて分析、評価を行い、改修時期や費用、課題などを明らかにし、中長期的な視点から、施設の改修・更新に関する方針・方策を明らかにします。	概ね完了	平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画において、修繕・改修の個別具体的な計画を定めるものではありませんが、施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針や長寿命化の実施方針を定めました。	—

第5次佐倉市行政改革総括表 平成30年3月31日現在

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
6-3	経営企画課	インフラ施設の長寿命化計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁長寿命化修繕計画を策定し、事業費の平準化とともに、効率的な維持管理を行います。 ・ 上水道については、アセットマネジメント（資産管理）を見直します。 ・ 下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき「長寿命化対策」に係る計画を策定し、計画に基づき長寿命化対策を含めた計画的な改築を行います。 	達成	<p>【橋梁】 長寿命化修繕計画策定業務委託を発注し策定しました。 平成26年から平成75年（50年間）で127億円の歳出削減を見込んでおります。</p> <p>【上水道】 水道施設耐震化実施5ヶ年計画を策定（H28～H32）</p> <p>【下水道】 長寿命化対策に係る計画（H25～H29）を策定。老朽化により更新の優先度が高い地区を対象としています。 上記計画期間において、長寿命化対策を進めることにより、ライフサイクルコスト（評価期間100年）の縮減が見込まれています。</p>	—
6-4	資産管理経営室	新電力（特定規模電気事業者）制度の導入	電気料金の削減が期待できる新電力（特定規模電気事業者）制度の導入を図ります。	完了	平成26年2月1日付けで新電力（特定規模電気事業者、PPS、現小売電気事業者）による電力調達を行いました。 ・ 導入施設 業務用電力契約をしている佐倉市公共施設52施設（平成27年度）	84,326

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
6-5	環境政策課	本庁舎、公共施設等の省エネルギー対策の拡充	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を進めるための「佐倉市地球温暖化防止実行計画」を策定し、太陽光発電システムの設置、LED化の推進等、事業所として、事務及び事業における環境配慮を拡充します。	完了	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成26年3月に「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、平成29年度において事務事業における温室効果ガス排出量を基準年度（平成24年度）比1%以上削減することを目標として、節電等の取組を推進しました。平成28年度の削減率は、目標を上回り2.8%となりました。 平成29年度には、平成30年度からの新たな計画の策定を行いました。	-
7-1	人事課	定員・組織の見直し	近隣類似団体との均衡に配慮しつつ、第3次定員適正化計画を策定し、計画的に職員採用等を行うとともに、雇用形態の多様化を図ります。 また、行政需要、社会経済状況に柔軟に対応するため、組織機構の見直しを行います。	完了	改革の方針に基づき、第3次定員適正化計画を策定し、正規職員の計画的な採用を行うとともに、専門的な知識を有する任期付職員等を任用し、多様化する行政需要に対応をしました。 結果として、第3次定員適正化計画において定めた職員数の目標値を達成しました。 組織機構についても、各部局等から毎年度意見聴取を行い、必要な組織編制の見直しを行いました。	-
7-2	人事課	職員給与の点検・見直し	近隣類似団体との均衡に配慮しつつ、点検及び見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めます。	完了	改革の方針に基づき、国、県の勧告や近隣類似団体との均衡を考慮し、点検及び見直しを行ってまいりました。 平成27年4月には「給与制度の総合的な見直し」として、千葉県人事委員会勧告に準じ給料表について大幅な減額改定を行い、また平成28年10月からは通勤手当の減額を段階的に行う等、適正な給与水準の維持に努めております。 ※通勤手当制度改正に伴う効果額 ・平成28年度 約500万円 ・平成29年度 約1000万円	-

第5次佐倉市行政改革総括表 平成30年3月31日現在

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
7-3	経営企画課	下水道事業特別会計の地方公営企業法適用会計への移行	下水道会計を地方公営企業法の全部適用会計へと移行します。	達成	平成26年4月1日から下水道事業会計を地方公営企業法全部適用会計とした。	-
8-1	収税課	市税等の口座振替率の向上	口座振替制度の認知度向上及び口座振替率の向上を図るため、口座振替キャンペーンを実施します。	完了	平成26年4月1日から9月1日まで口座振替キャンペーンを実施し、期間内に新規で口座振替を申請した方の中から抽選で120名の方に佐倉市の特産品をプレゼント致しました。 平成26年度は前年度と比較して期間中の市税新規口座振替申込件数が106件増加したことから、現年分市税の納め忘れを防止し、収入率向上に効果があったものと思われます。	-

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
8-2	企画政策課	有料広告等の導入による収入の拡充	市の保有する財産や発行する印刷物等に、広告を掲載する有料広告等を拡大します。また、ネーミングライツの導入を検討します。	完了	<p>収入の拡充に向け、広告を掲載する施設や印刷物等といった物理的な範囲拡大のほか、直接的な広告収入は得られないものの、広く市民に便益を提供できる事案として、広告入り窓口封筒の寄附の受入れ、子育て支援ガイドブックの民間事業者との共同発行、平成27年4月から各図書館で開始した『雑誌スポンサー制度』など、広告を活用して市の歳出を削減できる取組みを実施しました。</p> <p>なお、ネーミングライツの導入については、現時点では効果的な施設ありませんでした。他の自治体において、募集したものの応募がなかった事例等も見受けられ、対象の選定や条件の設定等と併せ、今後も継続して検討してまいります。</p>	8,107
8-3	企画政策課	佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度の拡大	寄附しやすい環境を作るため、パンフレットの作成・配布等により、佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度の認知度の向上を図るとともに寄附方法の多様化を図ります。	完了	<p>本制度の認知度の向上を図るため、毎年度パンフレットの更新を行い、市HPへの掲載や、イベント等での配布を行いました。また、寄附方法の多様化を図るため、平成27年9月から、民間事業者が運営するふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス）における寄附申込みの受付及びクレジットカードによる決済を開始しました。さらに、返礼品の充実を図るため、市内事業者への説明会等を開催し、返礼品数の増加を行いました。</p> <p>引き続き、寄附を活用した事業の実施により、活力あるまちづくりを推進するため、本制度のPRや、返礼品の充実等を行ってまいります。</p>	41,970

第5次佐倉市行政改革総括表 平成30年3月31日現在

番号	担当課	実施項目	改革の方針	達成状況	総括（取組内容等）	効果額(千円) (H25~27)
8-4	産業振興課	企業立地促進 施策の拡充	ふるさと融資制度の創設、流通 業務施設に係る開発区域の企業立 地促進区域への追加など、企業立 地促進施策を拡充します。	完了	平成25年9月に、ふるさと融資制度を創設し、また、 市街化調整区域に立地する一定の流通業務施設の開発区 域を企業誘致助成金の対象区域（企業立地促進区域）に 追加するなど、企業立地促進施策の拡充を実施しまし た。（ふるさと融資については、平成27年度に介護付 き有料老人ホームの建設事業に対して4億5千万円の融 資を行いました。このことにより、融資期間15年間に おける固定資産税等と償還利子負担額の差し引きによ り、約78百万円の収益増を見込んでおります。） また、平成28年度には「起業支援・企業誘致等ワン ストップ化推進事業に係る基礎調査等業務委託」を実施 し、市内外の企業に対し、佐倉市の立地条件等について 調査を行いました。調査結果に基づき、引き続き企業立 地促進施策の見直しについて検討してまいります。	—
8-5	資産管理経 営室	財産収入の拡 充	寄附機能付自動販売機の設置な ど、市有財産を活用した収入の拡 充を図ります。	概ね完了	○寄附機能付自動販売機について 自動販売機計22台（平成27年度）を設置し、歳入の確 保に努めました。 ○利用計画のない普通財産の売却について 利用計画のない普通財産を平成25年度に1件、平成26 年度に1件、平成27年度に2件売却し、歳入の確保に努 めました。	69,754

381,957

資料 7

第 6 次佐倉市行政改革プラン（素案）

～「ふるさと佐倉」の実現に向けて、将来を見据えた
行政サービスの最適化を推進します～

目次

1	第6次行政改革の必要性	1
	(ア) 行政改革の必要性	1
	(イ) これまでの行政改革の推移	1
2	現状と課題	3
	(ア) 人口の推移と将来推計	3
	(イ) 財政状況	5
	(ウ) 公共施設等の老朽化の状況（佐倉市公共施設等総合管理計画）	7
	(エ) 職員数の推移	10
	(オ) 行政サービス改革の取組状況（平成29年4月1日現在）	12
	(カ) 入札差金及び落札率の推移	13
3	計画期間	14
4	基本理念	14
5	基本目標と具体的施策	14
	(ア) 基本目標1：効率的かつ効果的な行政サービスの推進	14
	(イ) 基本目標2：財政基盤の強化	15
	(ウ) 基本目標3：多様な主体が連携・協力するまちづくりの推進	15
	(エ) 基本目標4：市役所の生産性の向上	15
6	効果検証及び改善（PDCAサイクル）	16
7	スケジュール	16
8	目標額の設定	16

1 第 6 次行政改革の必要性

(ア) 行政改革の必要性

佐倉市は、昭和 40 年代以降の人口急増と行政需要の拡大を背景に、学校・公民館・図書館などの公共建築物や道路・公園などのインフラ施設を整備してきました。人口増により税収が増加し、増加した税収を財源として施設を整備することにより市の魅力が高まり、更に人口が増加するという好循環により、佐倉市は発展を続けてきました。

しかしながら、平成 23 年に本市の総人口は減少傾向に転じ、今後は標準ケースの人口推移では、急激に人口は減少し、少子高齢化は益々進展するとの推計がなされています。生産年齢人口の減少により税収の減少が見込まれる一方で、扶助費などの社会保障費の増大、公共施設等の老朽化対策に多額の財源不足が見込まれるなど、財政状況の硬直化が懸念される厳しい状況にあります。これまでのように増加する歳入をどの行政サービスに振り分けるかといった考えから、既存の行政サービスについても将来を見据えて不断の見直しを行い、行政経営の観点から最適化を推進する転換期にあると言えます。

また、多様化する市民ニーズを的確に捉え、様々な分野でまちづくりの担い手として活躍している市民や他の地方公共団体、大学・研究機関、企業等、多様な主体が連携・協力してまちづくりを推進する体制を強化することにより、質の高い行政サービスを提供する必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成 32 年度にスタートする第 5 次佐倉市総合計画の推進にあたっての財源を確保するためにも、事務事業の見直しや将来を見据えた行政サービスの最適化を推進し、「ふるさと佐倉」の実現に向けて、行政改革を推進する必要があります。

(イ) これまでの行政改革の推移

平成 17 年度から 21 年度を計画期間とする第 4 次行政改革（集中改革プラン）は、あらかじめ国が方針（閣議決定や法律により数値目標を含めて方針を決定）を示し、その方針に沿って進められました。特徴は、徹底した歳出削減であり、「量の改革」を重視した取組でありました。

平成 22 年度以降は、地方自治体の自主的・主体的な行革の推進が求められている時期であり、佐倉市では、第 5 次行政改革として、第 4 次佐倉市総合計画の施策の実効性を高める計画として位置付け、その特徴は、「質の改革」を重視したものでありました。第 5 次行政改革は、計画期間中に完了しなかった取組について継続的に取り組んだ結果、平成 29 年度末には、31 の取組項目が全て完了となったことから、新たな行政改革に着手します。

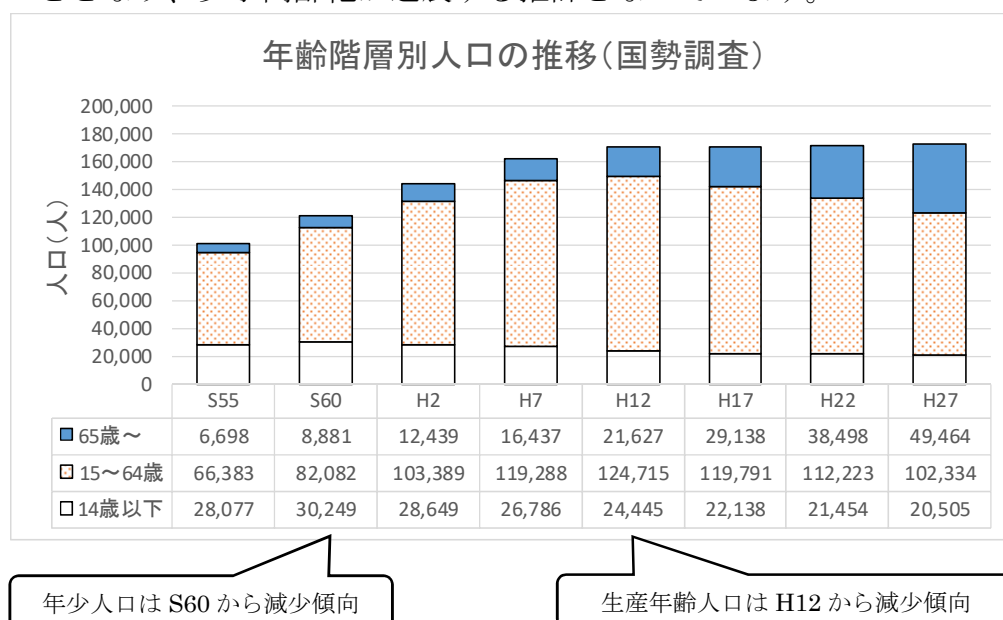
名称	期間 (年度)	項目数	効果額	概要
第 1 次行政改革	S60～62	33	約 1.8 億円	事務事業の見直し、給与の適正化等
第 2 次行政改革	H8～10	82	約 7 億円	行政運営プロセスの改善、市民サービスの向上等
第 3 次行政改革	H13～15	60	約 2.4 億円	民間活力活用の推進、市民活動の支援と行政関与の見直し等
第 4 次行政改革 (集中改革プラン)	H17～21	139	約 69 億円	効率化重視の視点、成果重視、市民協働の視点 ※「量の改革」を重視
第 5 次行政改革	H25～27	31	約 3.8 億円	多様な主体が連携・協力して公共を担うまちづくりの推進、納得できる行政サービスの推進、持続可能な行政運営の実現等 ※「質の改革」を重視
第 6 次行政改革	H32～35			地方行政サービス改革の推進 ※「質の改革」、「量の改革」いずれも重視

2 現状と課題

行政改革を推進するためには、厳しい財政状況について職員で共通認識を持つ必要があります。

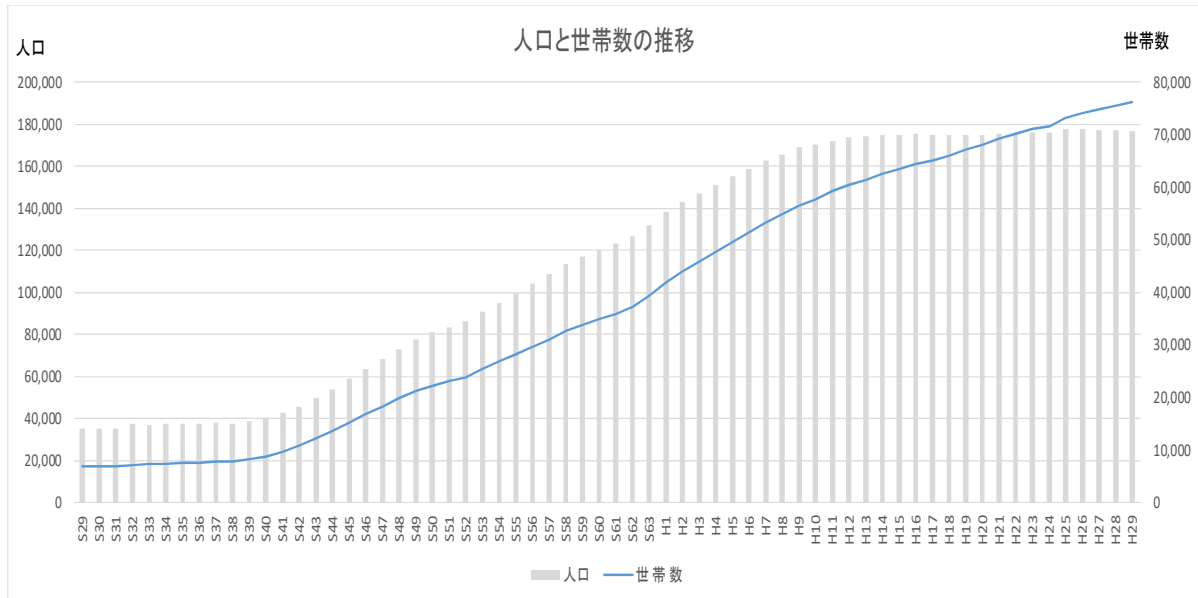
(ア) 人口の推移と将来推計

昭和40年に40,528人であった佐倉市の総人口は、昭和40年代後半から開発が進んだことにより急激に増加し、平成23年には178,199人とピークを迎え、現在は横ばいからやや減少傾向、今後は急激に減少し2060年には101,877人になる見込みとなっています。年齢階層別の人口については、年少人口が昭和60年、生産年齢人口は平成23年から減少傾向に転じ、高齢者人口は平成37年にピークを迎えることとなり、少子高齢化が進展する推計となっています。



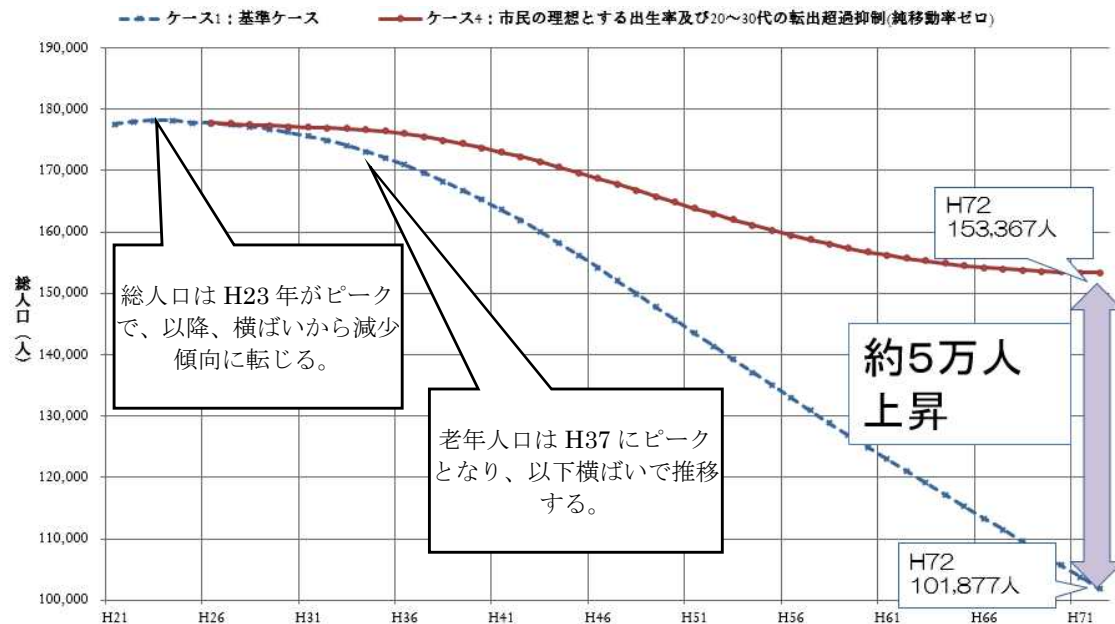
①総人口と世帯数の推移

世帯数については、総人口が減少した平成23年以降も増加傾向となり、核家族化が進展しています。



②人口ビジョンにおける標準ケースと目標人口

佐倉市の人口は、平成72年に約10万人にまで減少するとの推計となっていますが、出生率の好転と20から～30代の転出超過をゼロにする目標を掲げ、約15万人の人口を維持することとしています。

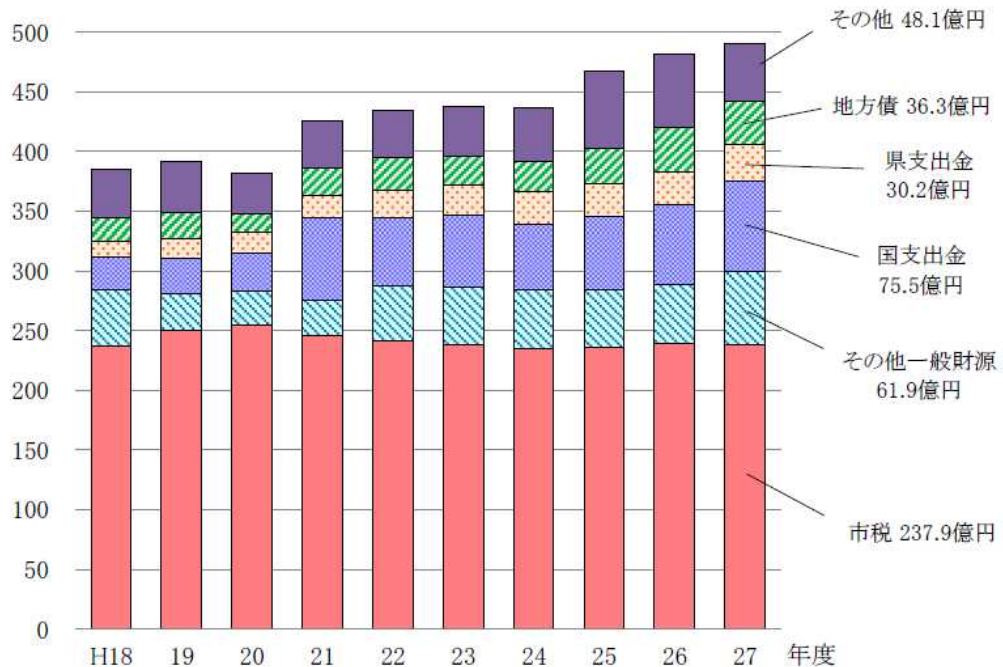


(イ) 財政状況

①歳入の推移

生産年齢人口の減少に伴い市税が減少傾向となっています。

(億円)

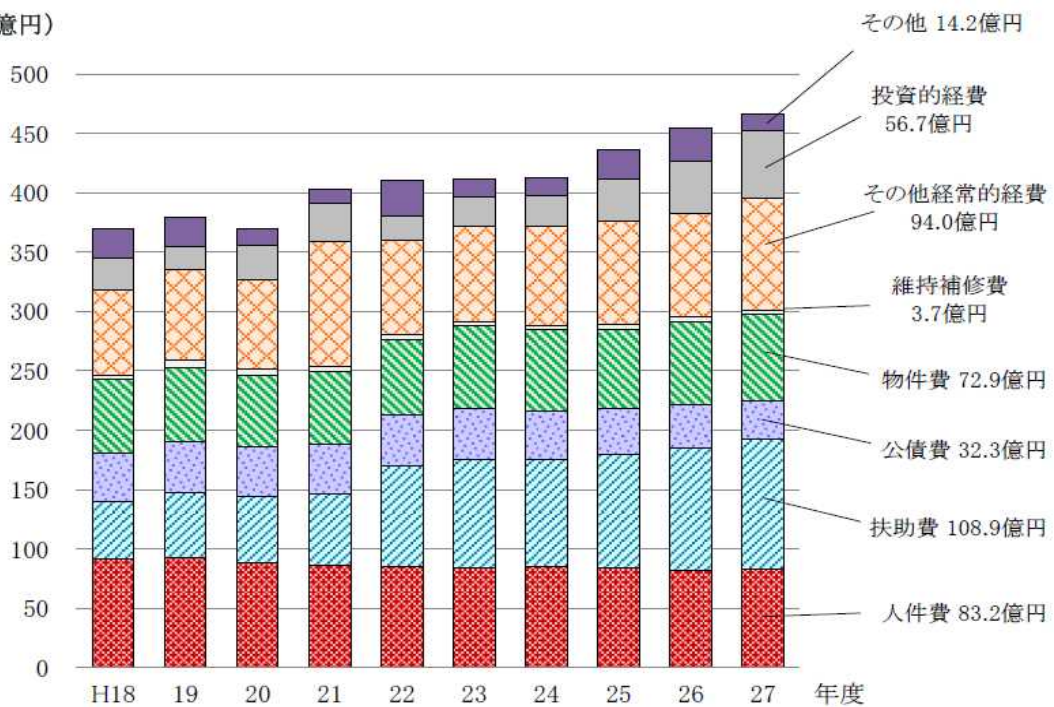


※佐倉市公共施設等総合管理計画より

②歳出の推移

老年人口の増加等により扶助費が増加しています。

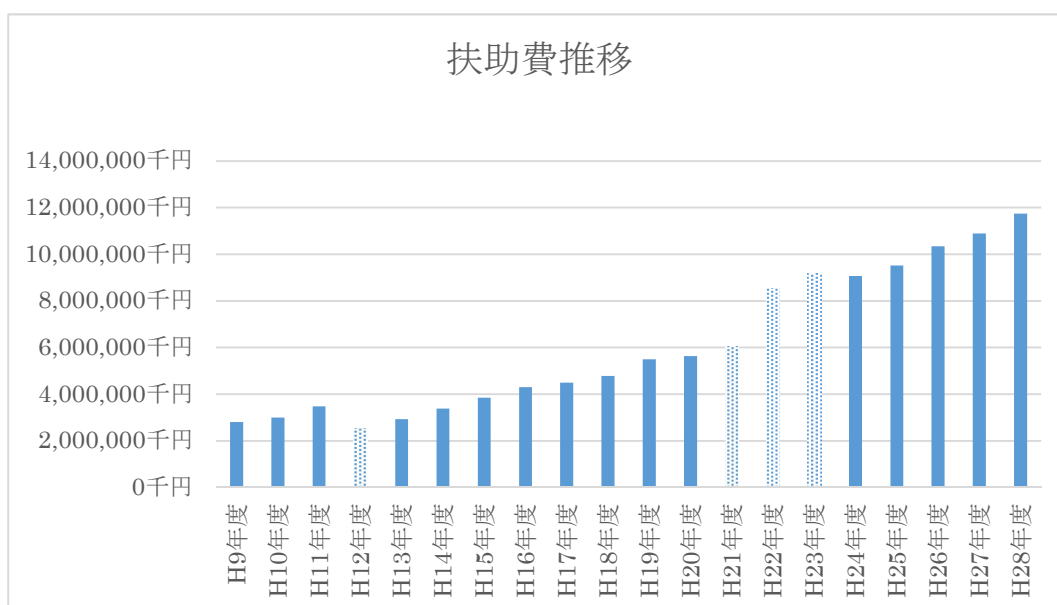
(億円)



※佐倉市公共施設等総合管理計画より

③ 扶助費の推移（決算ベース）

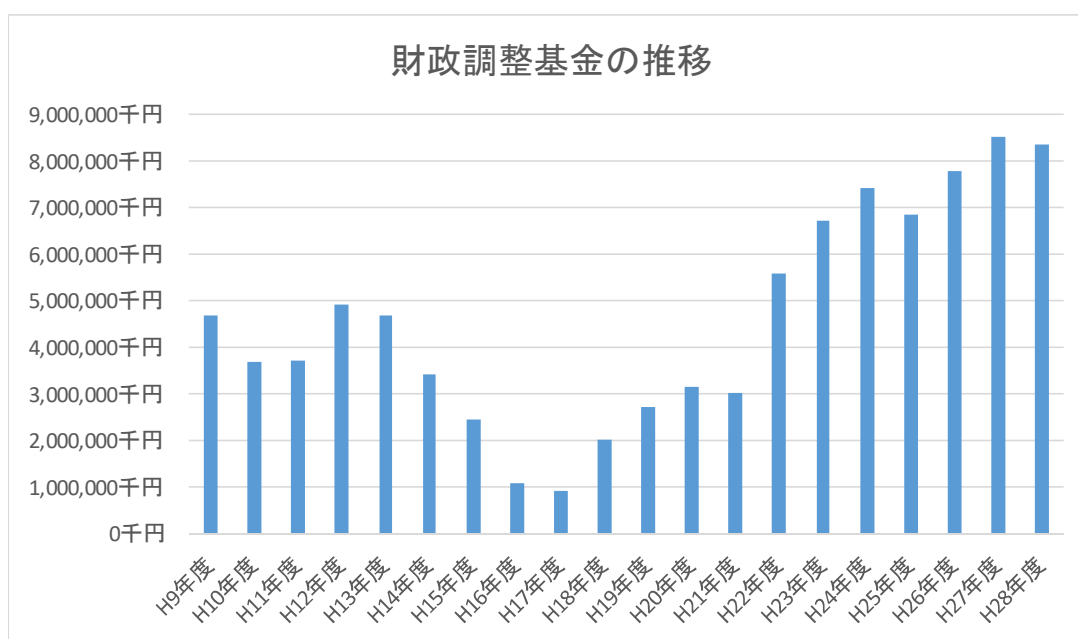
扶助費は急激に増加しており、20年前と比較すると約4倍になっています。今後も高齢人口の増加に伴い、扶助費の増加が予想されます。



- 平成 12 年度 ……………介護保険制度開始
- 平成 21 年度 ……………子育て応援特別手当（単年度事業）
- 平成 22 年度 ……………こども手当開始（対象拡大）
- 平成 23 年度 ……………児童手当復活

④ 財政調整基金の推移（決算ベース）

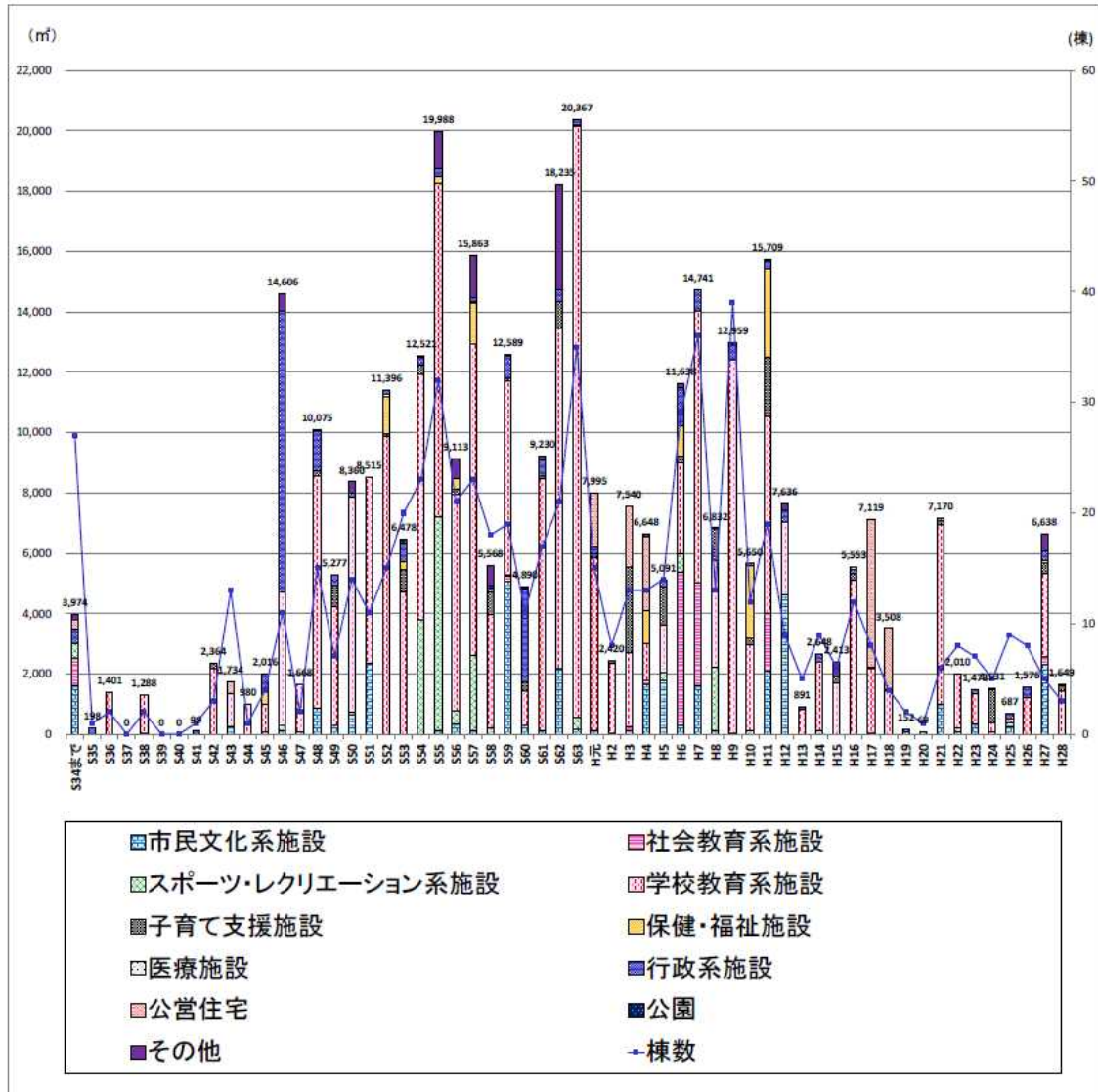
平成 18 年度以降増加傾向となり、平成 28 年度は前年比でやや減少し、平成 29 年度は大幅に減少しました。



(ウ) 公共施設等の老朽化の状況（佐倉市公共施設等総合管理計画）

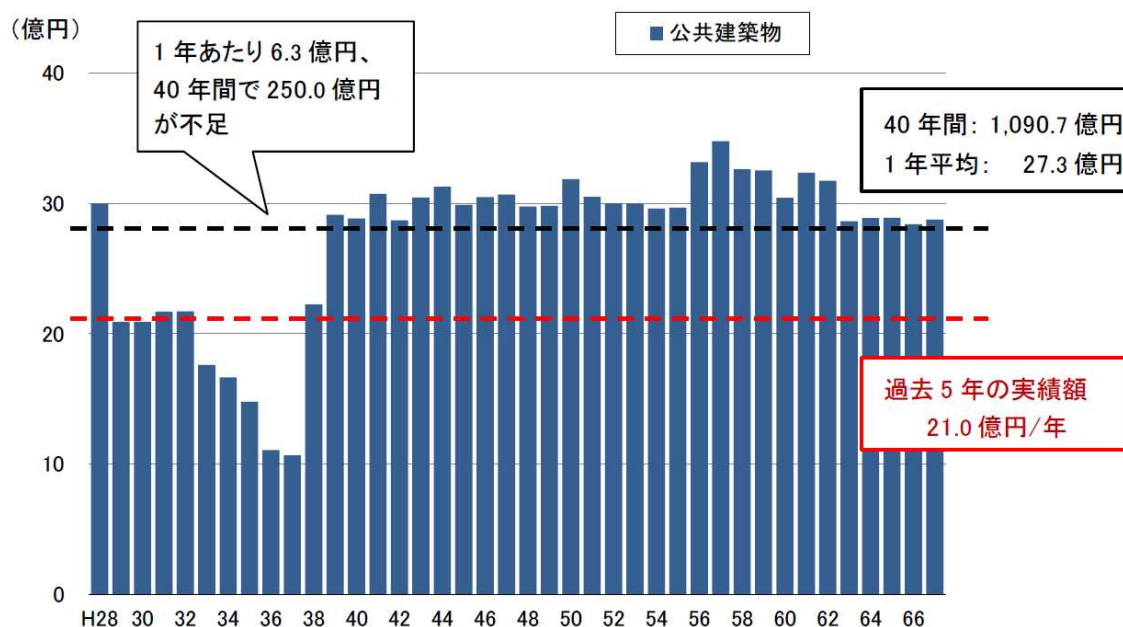
① 築年別整備量（延床面積）の推移

昭和40年代後半から60年代にかけて建築された建物が全体の約55%となっています。平成29年度現在では、建築後30年以上経過した建物が全体の47%、40年以上経過した建物が全体の約17%となり、建物の老朽化は確実に進行しています。

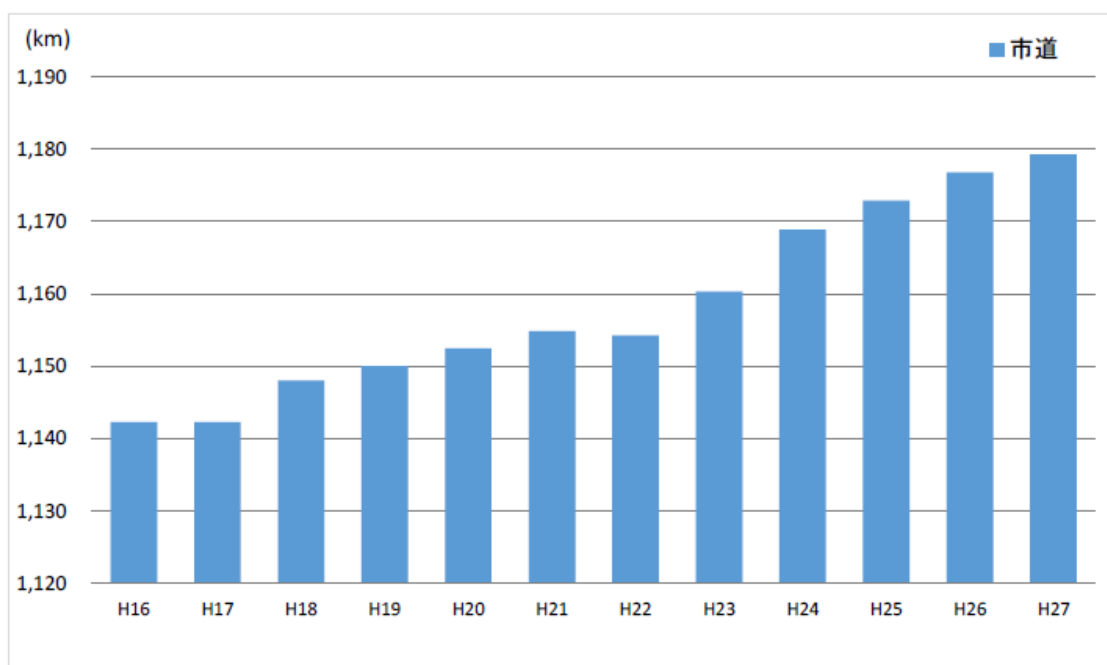


②公共建築物の長寿命化等による将来更新費用の推計

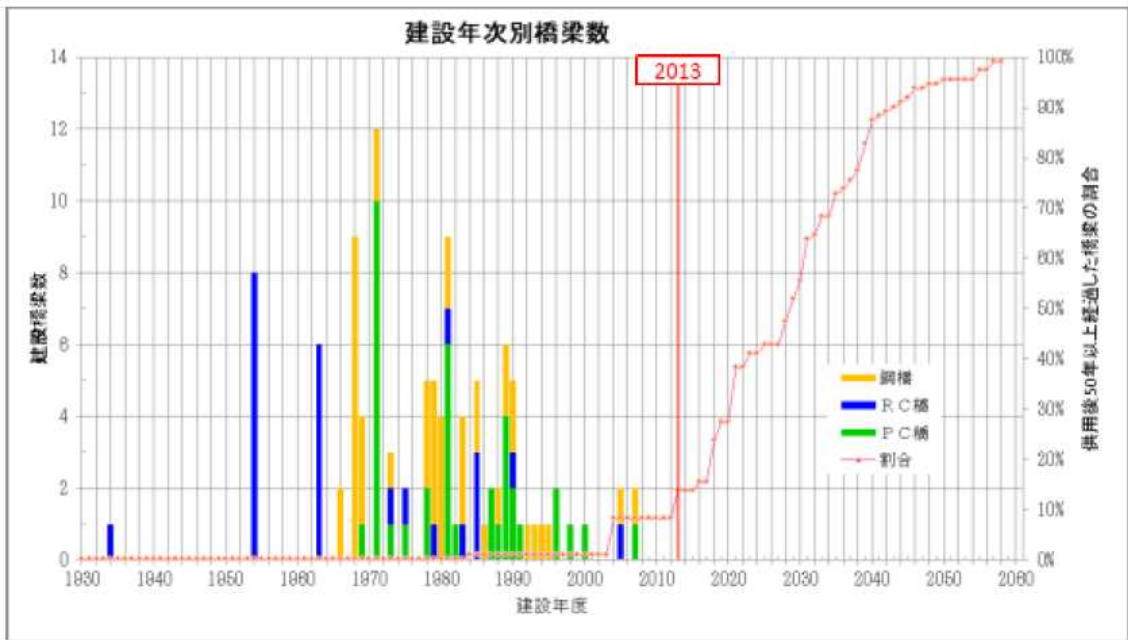
長寿命化対策及び費用の平準化を実施した場合、公共建築物（インフラ含まず）の将来更新費用は、1年あたり6.3億円の不足となります。この不足額は、過去5年間の平均実績額に対する不足額であり、生産年齢人口の減少等により税収の減が予想されるため、不足額は更に増大する可能性があります。



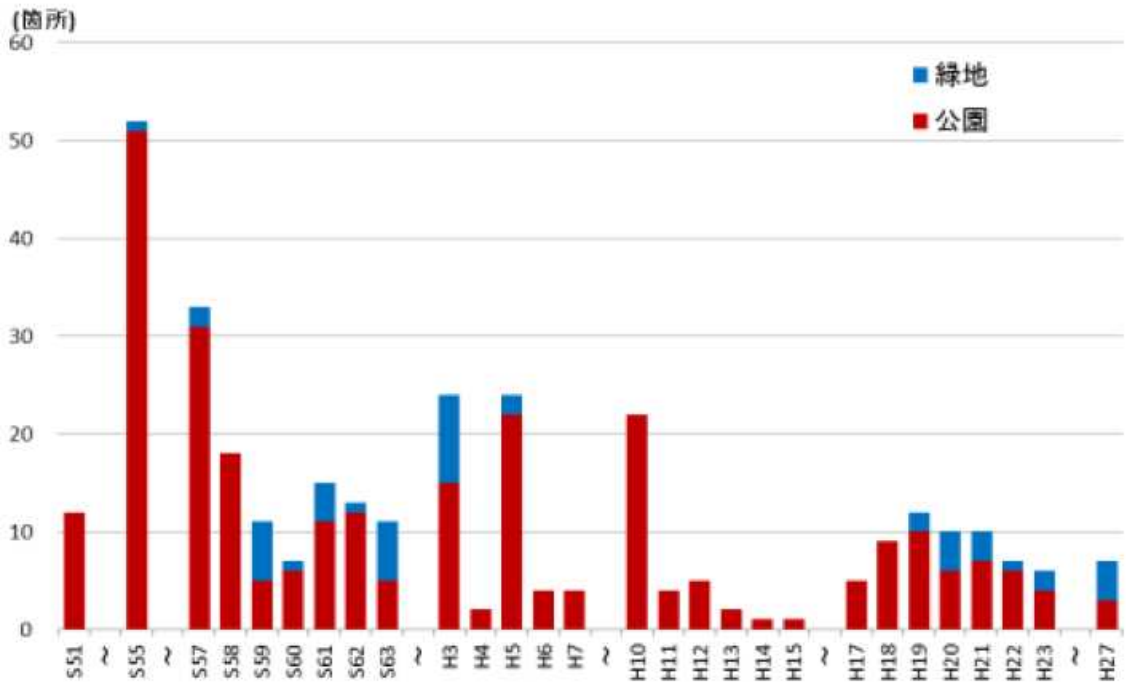
③各年度時点の市道総延長（累積）



④建設年次別管理橋梁数



⑤年度別緑地・公園の整備箇所の推移

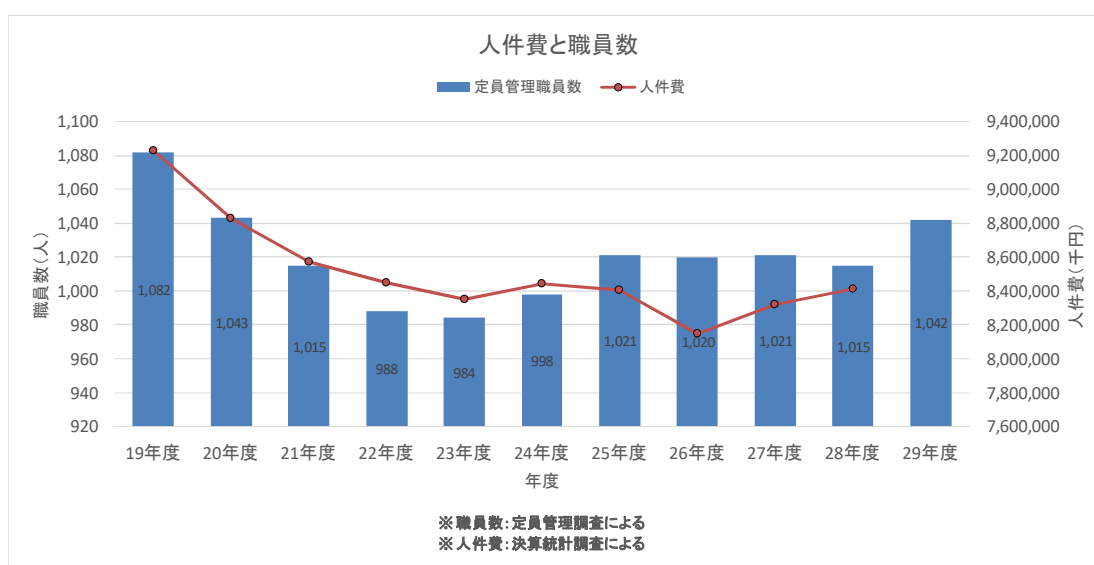


(エ) 職員数の推移

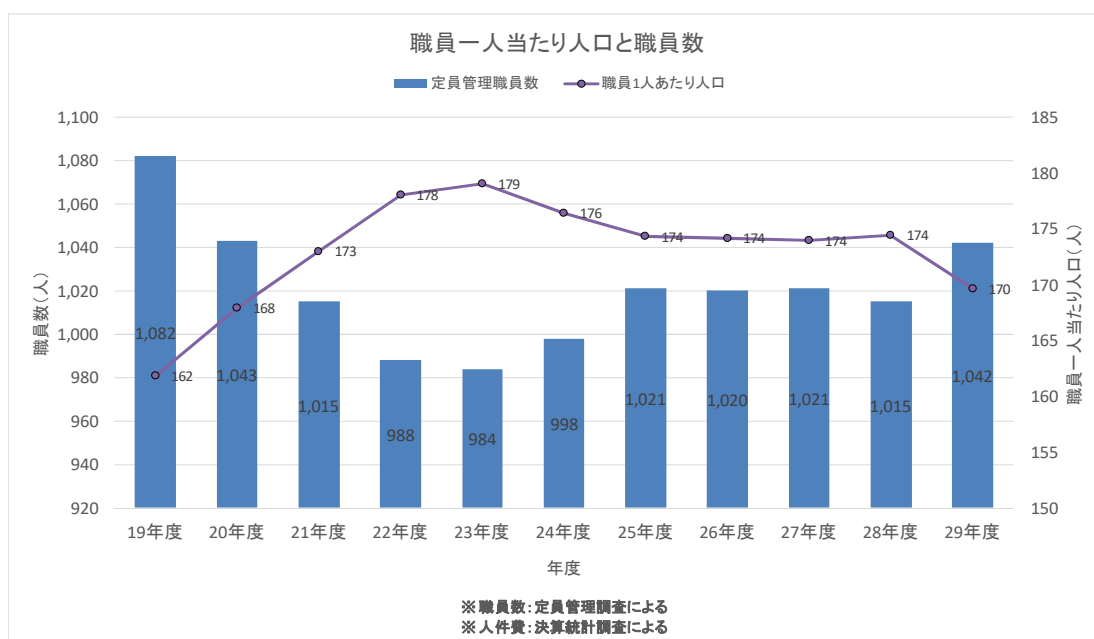
平成17年度から平成21年度にかけて実施された集中改革プラン（第4次佐倉市行政改革）の徹底した人件費削減策により、職員数及び人件費は大きく削減されました。しかし、平成24年度から職員数は増加傾向に転じ、平成29年度には1,042人と平成20年度並みになっています。また、総人件費についても近年は増加傾向です。

今後も定年延長の制度改正による総人件費の増加が懸念されます。厳しい財政状況に鑑みると、新規採用職員の採用抑制、徹底したアウトソーシングの実施、効率的な事務の見直しなどを行い、職員数の削減、総人件費の抑制を図る必要があります。

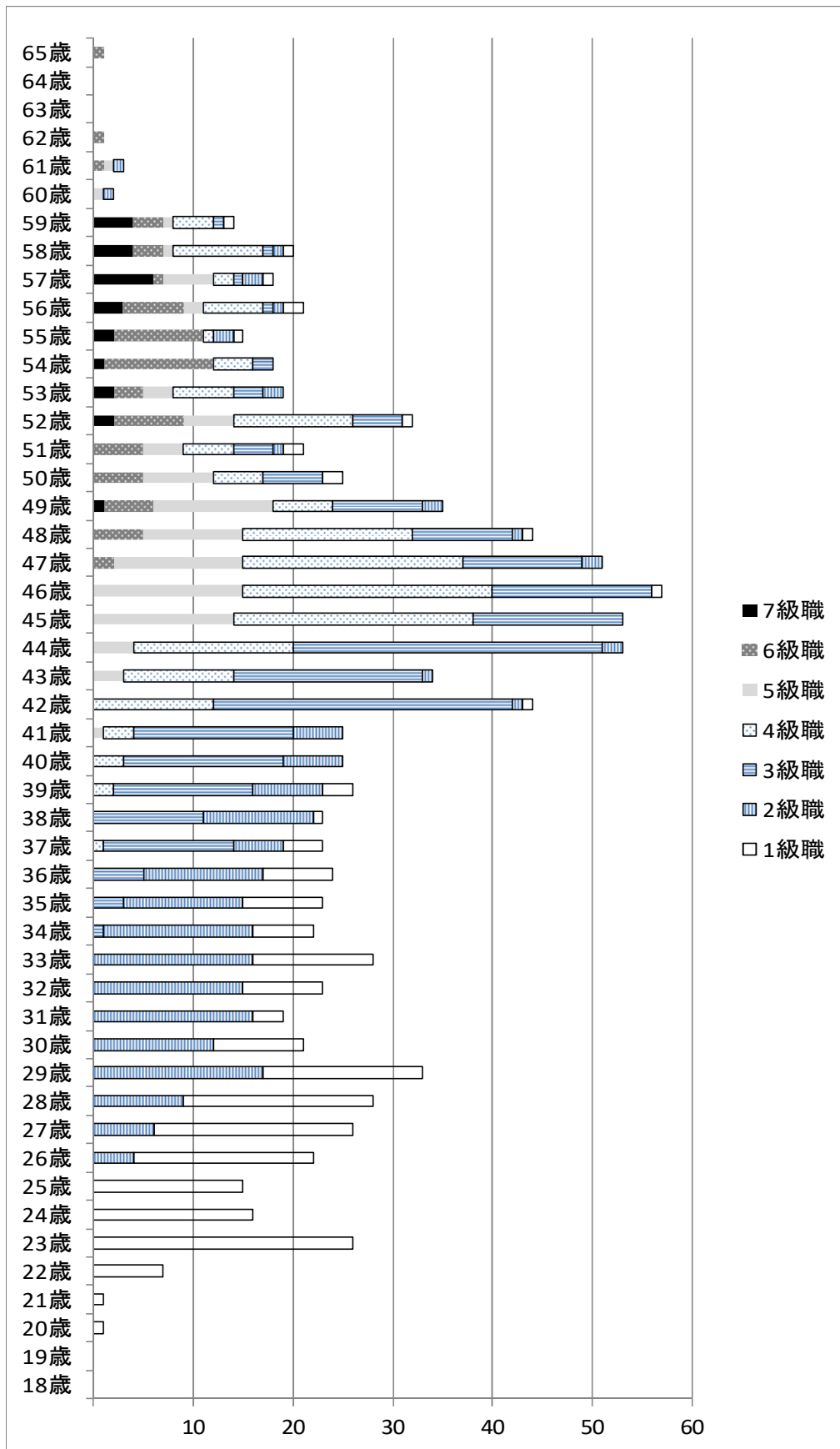
①人件費と職員数の推移



②職員一人当たり人口と職員数の推移



③平成30年度級別年齢別職員数



(才) 行政サービス改革の取組状況（平成29年4月1日現在）

①民間委託 ※国の調査対象業務については全て委託実施済

	委託	類似団体 委託率	全国平均 委託率
本庁舎の清掃	○	100.0%	88.7%
本庁舎の夜間警備	○	88.5%	79.3%
案内・受付	○	73.1%	24.3%
電話交換	○	80.8%	34.5%
公用車運転	○	73.1%	68.9%
し尿処理	なし	84.6%	68.9%
一般ごみ収集	○	96.2%	82.7%
学校給食(調理)	○	88.5%	56.6%
学校給食(運搬)	なし	69.2%	63.2%
学校用務員事務	○	26.9%	22.1%
水道メーター検針	○	80.8%	84.4%
道路維持補修・清掃等	○	100.0%	86.0%
ホームヘルパー派遣	○	50.0%	67.3%
在宅配食サービス	○	88.5%	80.7%
情報処理・庁内情報システム維持	○	96.2%	97.4%
ホームページ作成・運営	○	88.5%	77.6%
調査・集計	○	88.5%	68.6%

佐倉市類似団体区分：都市Ⅳ－3

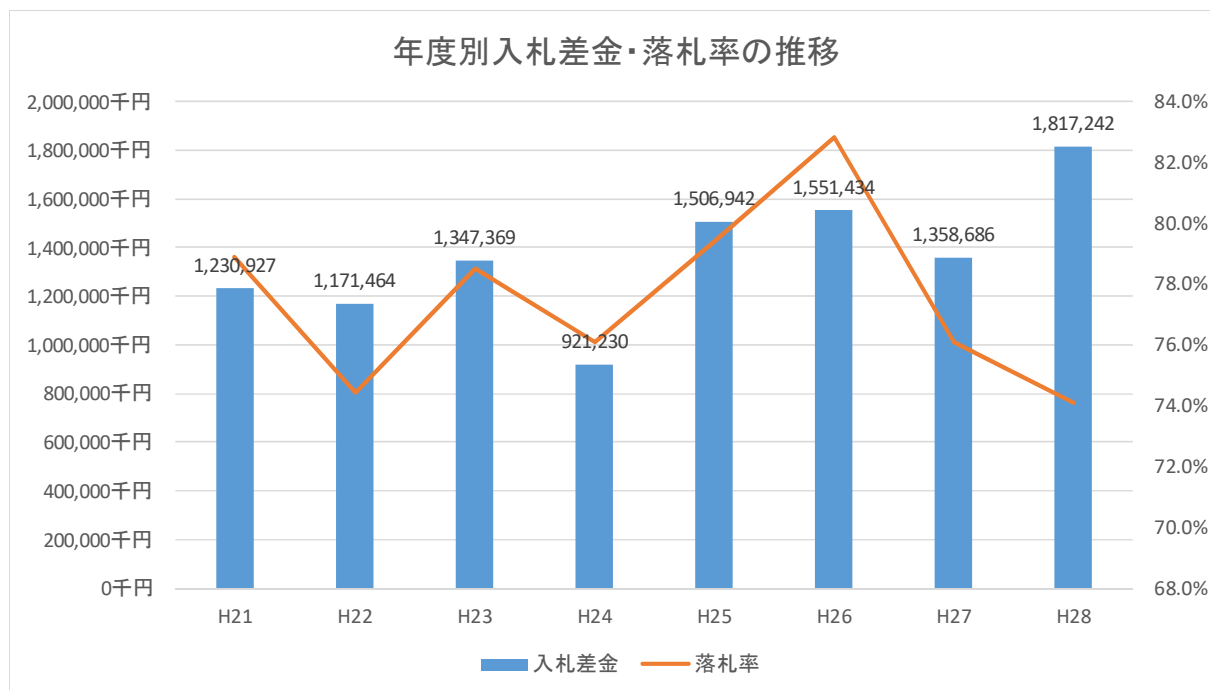
※千葉県内類似団体 市川市、松戸市、野田市、習志野市、八千代市、浦安市

②指定管理者制度等の導入

	公の 施設数	制度導入 施設数	導入率	類似団体 委託率	全国平均 委託率
体育館	2	2	100.0%	61.1%	38.6%
球技場(野球場、テニスコート等)	7	7	100.0%	60.8%	46.9%
プール	2	2	100.0%	61.7%	48.4%
キャンプ場等	2	0	0.0%	52.0%	58.5%
大規模公園	2	2	100.0%	61.8%	41.5%
公営住宅	1	0	0.0%	27.7%	13.2%
図書館	4	0	0.0%	21.2%	17.4%
博物館(美術館)	1	0	0.0%	35.4%	27.9%
公民館、市民会館	6	0	0.0%	26.1%	21.7%
文化会館(市民音楽ホール)	1	0	0.0%	67.3%	51.9%
合宿所、研修室等(青少年センター)	1	1	100.0%	62.1%	47.2%
福祉・保健センター	7	7	100.0%	65.2%	53.4%
児童クラブ、学童クラブ	35	35	100.0%	36.5%	22.8%

(カ) 入札差金及び落札率の推移

過去8年間で平均13億6316万円の入札差金が生じています。



※落札率：(入札案件の契約額の合計額) / (予定価格の合計額) × 100

3 計画期間

平成32年度から平成35年度までの4年間とします。

計画期間は、計画の継続性及び迅速性の観点、並びに次期総合計画前期基本計画の計画期間が4年間であることに鑑み4年間とします。ただし、各取組は、できるだけ早期に完了するように努め、計画期間中の効果を高めます。

4 基本理念

「ふるさと佐倉」の実現に向けて、将来を見据えた行政サービスの最適化を推進します。

本市が直面している課題である、人口減少・少子高齢化対策、地域経済活性化を推進し、住み続けたいと思えるまち、訪れてみたいまち、そして未来の市民に選ばれるまち「ふるさと佐倉」を実現するためには、必要性の高い施策・事業へ資源を優先的・重点的に配分するなど、将来を見据えながら、「選択」と「集中」による資源の最適配分を行い、「経営型行政」を推進する必要があります。

そのため、第6次行政改革では、限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報、時間）を有機的に結び付け、迅速性、的確性、効率性、実効性を追求し、市民の満足度を高める行政サービスを提供します。

5 基本目標と具体的施策

(ア) 基本目標 1 : 効率的かつ効果的な行政サービスの推進

少子高齢化・人口減少社会の進展を見据えつつ、限られた財源の中で、より質の高い行政サービスを提供するため、これまでの行政サービスが適切なものであるかを改めて検証し、多様化する市民ニーズに適切に対応する行政サービスのあり方について民間活力の活用も含め検討します。さらに、公共施設等総合管理計画に基づき、施設保全計画及び長寿命化計画を推進するとともに、公共建築物の統合・複合化等の機能再編や合理化を図り、公共建築物全体の面積の縮減を検討します。

- ①事務事業の見直し
- ②民間活力の活用
- ③納得度の高い行政サービスの推進
- ④公共施設等総合管理計画の推進

(イ) 基本目標 2 : 財政基盤の強化

公会計制度の活用を含め経営型行政の観点から、市債発行額や基金の適正管理に努めるとともに、債権管理の一元化などにより歳入確保に努めます。また、有料広告やふるさとまちづくり応援寄付金、使用料・手数料の見直しなどにより自主財源の確保に努めます。

①健全な財政基盤の強化**②自主財源の確保****(ウ) 基本目標 3 : 多様な主体が連携・協力するまちづくりの推進**

自治会、町内会、ボランティア団体、NPO、企業、大学、行政が相互に連携・協力し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。また、これまでの市政情報発信ツールである、こうほう佐倉、ホームページ、記者発表、SNSなどの発信策について、更に充実するように努めるとともに、ICT（情報通信技術）やオープンデータの活用などにより市政情報を積極的に提供します。さらに、シティプロモーション戦略に関しては、市民とともに全庁横断的に取り組み、本市の知名度を高めるとともに、市内外のターゲットに向けた効果的かつ戦略的な情報発信を推進し、定住・交流人口の増加を図ります。

①地域コミュニティへの支援、協働の推進**②地方公共団体、大学、企業等との連携協力の推進****③情報発信力の向上****(エ) 基本目標 4 : 市役所の生産性の向上**

BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）^{*}等の手法により、業務内容や進め方の見直しを行い、業務改善・効率化を図ります。スリム化した業務内容に応じて、組織改革や適正な定員管理を行うことにより、時間外勤務の縮減や職員数を削減に努めます。また、職員のワークライフバランスの推進を行い、働きやすい環境の整備に努めます。

①組織改革**②生産性向上・働き方改革**

^{*}BPR：既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、市民・事業者及び職員の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組

6 効果検証及び改善（PDCA サイクル）

部長級職員により構成される行政改革本部会及び学識経験者と公募市民により構成される行政改革懇話会により行政改革の効果を検証し、改善を図るPDCAサイクルを確立します。

7 スケジュール

次期行政改革は、平成29～31年度に策定作業を行い、平成32年度からスタートする予定とします。

	平成 29 年度				平成 30 年度											
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
研究会					メンバーは調整担当が中心。 現状と課題を整理。 想定される施策を整理し、報告書を取りまとめる。											
本部会					政策調整会議に準じる組織。 第6次行政改革の最終案を決定。											
懇話会					公募市民募集			意見書提出 5回の会議を実施 (平成30年度は3回)								
各所属					研究会報告に基づき、具体的取組案の確認、追加、目標値の設定											

※平成31年7～8月にパブリックコメントを実施予定。

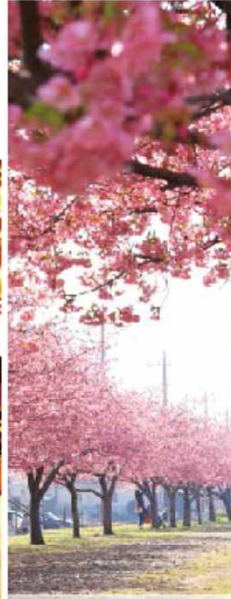
8 目標額の設定

具体的取組の検討に際しては、目標額を定めて検討を行います。歳入、歳出の財政見直しを行い、収支不足額を行政改革により捻出します。

～ 佐倉市行政改革懇話会 ～

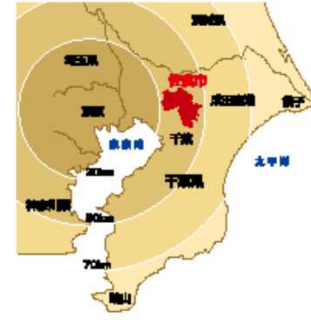
第4次 佐倉市総合計画 後期基本計画

2016▶2019



歴史 自然 文化のまち

～「佐倉」への思いをかたちに～



カムロ
佐倉・NTT400年2世
イメージキャラクター

総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、個別計画との関連性について

佐倉市

【第4次佐倉市総合計画】市の総合的な振興・発展を目的

【基本構想】(2011～2019年度)

【将来都市像】

歴史 自然 文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～

【まちづくりの基本方針】

- ・「思いやりと希望にみちたまちづくり」～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～
- ・「快適で、安全・安心なまちづくり」～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～
- ・「心豊かな人づくり、まちづくり」～教育の充実、スポーツ活動の推進～
- ・「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
- ・「住環境が整備された住みやすいまちづくり」～都市基盤整備の充実～
- ・「ともに生き、支え合うまちづくり」～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

【後期基本計画】(2016～2019年度)

【施策の体系化】

基本構想を実現するために、分野ごとに現状と課題を明らかにし、必要な施策を体系化

【佐倉市人口ビジョン】(2015～2060年)

2040年に16万人、2060年に15万人の人口を維持することを目指す

【前提】2060年に合計特殊出生率2.38
2019年に20～30代の転出超過ゼロ
⇒目標人口を達成するために「佐倉市総合戦略」を推進

重点施策

【佐倉市総合戦略】(2015～2019年度)

数値目標、重要業績評価指標(KPI)を設定し、佐倉市の実情に応じた戦略的な計画を策定

- ◎基本目標
 - ・佐倉に安定した「しごと」をつくる
 - ・佐倉に「ひと」の流れをつくる
 - ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・将来に渡って住み続けたいと思える「まち」をつくる

【実施計画】

基本計画に掲げる施策を推進するための事務事業について、優先度、緊急度、重要度、財政状況を勘案し、事業費、財源を定める3カ年の計画⇒毎年度ローリング

【個別計画】

目標、スケジュール、詳細な取組内容を盛り込み、総合計画を補完する計画

国

【まち・ひと・しごと創生長期ビジョン】

2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望

◎人口減少問題の克服

人口減少の歯止め(国民希望出生率=1.8)
※2030年に1.8程度、2040年に2.07程度
「東京一極集中」の是正

◎成長力の確保

2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度維持

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

2015～2019年度(5カ年)の政策目標・施策

◎「しごと」と「ひと」の好循環づくり

- ① 地方における安定した雇用を創出する
- ② 地方への新しいひとの流れをつくる
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

◎「しごと」と「ひと」好循環を支える、まちの活性化

- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

【地方公共団体の戦略策定と国の支援】
地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進
国は、「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開

佐倉市公共施設等総合管理計画 概要版

将来を見据えた適切な公共施設等のあり方を検討していくための基本的な方針を定め、持続可能な公共施設等の管理・活用を図ります。

背景

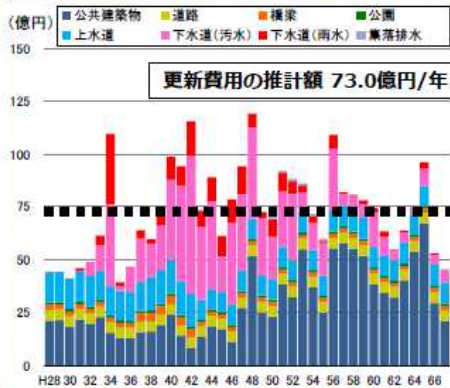
■公共建築物・インフラ施設の老朽化

昭和40年代以降の人口急増を背景に整備してきた、学校や公民館などの公共建築物や、道路・上下水道等のインフラ施設（公共施設等）の老朽化が進んでおり、今後も維持・管理していくためには**多額の費用が必要**になると見込まれます。

■人口・社会情勢の変化

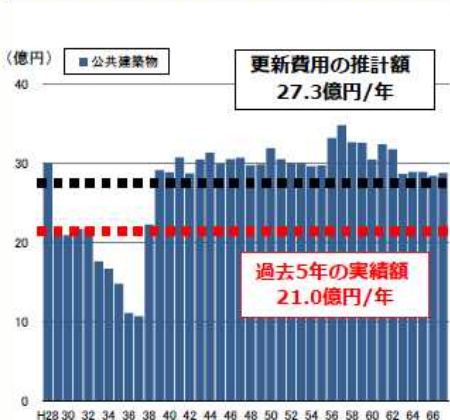
平成23年度以降、人口は減少局面に転じており、今後も少子高齢化と生産年齢人口の減少が予想される中、追加的な財源を確保していくことは非常に困難です。
社会情勢が大きく変化していくなかで、行政が果たすべき役割や公共施設等として必要な機能について**継続的な見直しが必要**です。

公共建築物・インフラ施設の更新費用の推計（標準ケース）



対象類型	更新費用 (今後40年間)	保有量
公共建築物	1,176.6億円	358,963㎡
道路	198.1億円	1,178km
橋梁	90.4億円	131橋
公園	47.0億円	338箇所
上水道	462.5億円	820km
下水道	939.3億円	817km
農業集落排水施設	5.5億円	4.4km
合計	2,919.4億円	-

公共建築物の長寿命化・平準化を実施した場合



	標準ケース	長寿命化・平準化
更新周期	65年	75年
費用	40年	1,176.6億円
	1年あたり	29.4億円
不足額	40年	335.9億円
	1年あたり	8.4億円

長寿命化… 事後保全から予防保全へ転換、耐久性に優れた材料・構工法の導入、点検診断の強化等により、改修・更新時期の延長を図る。
平準化… 改修時期の集中により単年度の財政負担が過重とならないよう、時期を調整する。

課題

①安全性・健全性の確保

老朽化による不具合や事故等を防ぐ必要があります。

②財政的な持続可能性の確保

公共施設等の改修・更新等にかかる費用の縮減や平準化を図る必要があります。

③社会構造の変化への対応

社会情勢の変化を見据え、将来に向けて必要な行政サービス・機能を確保していく必要があります。

公共施設等の管理に関する基本的な方針と目標

【公共建築物】

○目標耐用年数を75年とし、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
○施設の統合等の機能再編や合理化を図り、**20%**を目途に**面積を縮減**します。
○効率的な維持管理体制等により、管理運営にかかる費用を抑制します。

①適切な維持管理と長寿命化

計画的な保全による長寿命化を図り、行政サービスの質を確保するとともに、改修・更新費用の抑制を図ります。

②施設の規模・配置の見直し

施設という形によらない事業やサービスの手法も含めて、将来に必要な行政サービスのあり方を検討していきます。

③官民連携、他自治体等との連携

専門的なノウハウを持つ民間事業者や近隣自治体等との連携を進め、サービスの質の向上、財政負担の軽減を図ります。

【インフラ施設】

○長寿命化、耐震化を図るとともに、**維持管理コストの縮減**を図ります。

①適切な維持管理と長寿命化、耐震化

予防保全や計画的な改修により、改修・更新費用の抑制を図ります。

②施設規模の最適化

長期的には、社会情勢の変化を踏まえた最適な規模について検討していきます。

③官民連携、広域連携の推進

民間事業者や近隣自治体等と連携による効率化を検討していきます。

計画推進に向けた取組

(1) 情報の一元化と共有

公共建築物の情報を一元的に管理し、計画的な改修等を効率的に進めます。

(2) 施設保全計画及び長寿命化計画の策定と推進

予防保全型の修繕・改修を継続的に管理し、予算に反映させる仕組みを整えます。

(3) 効率的な維持管理手法の導入

複数施設の包括的な管理等、効率的な手法の検討、導入を進めます。

(4) 公共建築物の再配置に向けた検討

施設の老朽化状況や将来の需要などを踏まえ、効率的・効果的な施設の配置や機能の確保の方法を検討していきます。

佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標及びKPI動向一覧

1. 佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の進捗状況

基本目標	指標名	初期値	目標値	平成29年度実績数値	達成率	参考平成28年度実績値
1. 産業経済の活性化を図り、佐倉に安定した「しごと」をつくります	市内法人数	3,208法人 (26年度)	3,368法人 (初期値5%増)	3,340法人	B順調	3,327法人(B)
	耕作放棄地面積	201ha (26年度)	初期値より減少	226ha	D初期値以下	205ha(D)
2. 佐倉の魅力を発信し、新しい「ひと」の流れをつくります	転入超過数	348人 (26年)	856人に増加	182人	D初期値以下	281人(D)
	観光入込客数 (イベントを除く)	89万人 (26年)	105万人	84万人	D初期値以下	97万人(B)
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えます	合計特殊出生率	1.19 (25年)	1.29	1.15	D初期値以下	1.14(D)
	年少人口(0～14歳)	21,210人 (27.3.31)	初期値を維持	20,399人 (30.3.31)	D初期値以下	20,622人(D) (29.3.3.1)
4. 将来にわたって安心・安全に暮らせる「まち」をつくります	アンケートにおいて今後も佐倉に住み続けたいと答えた人の割合	64.7% (26年度)	70%	83.2%	A目標達成	85.0%(A)

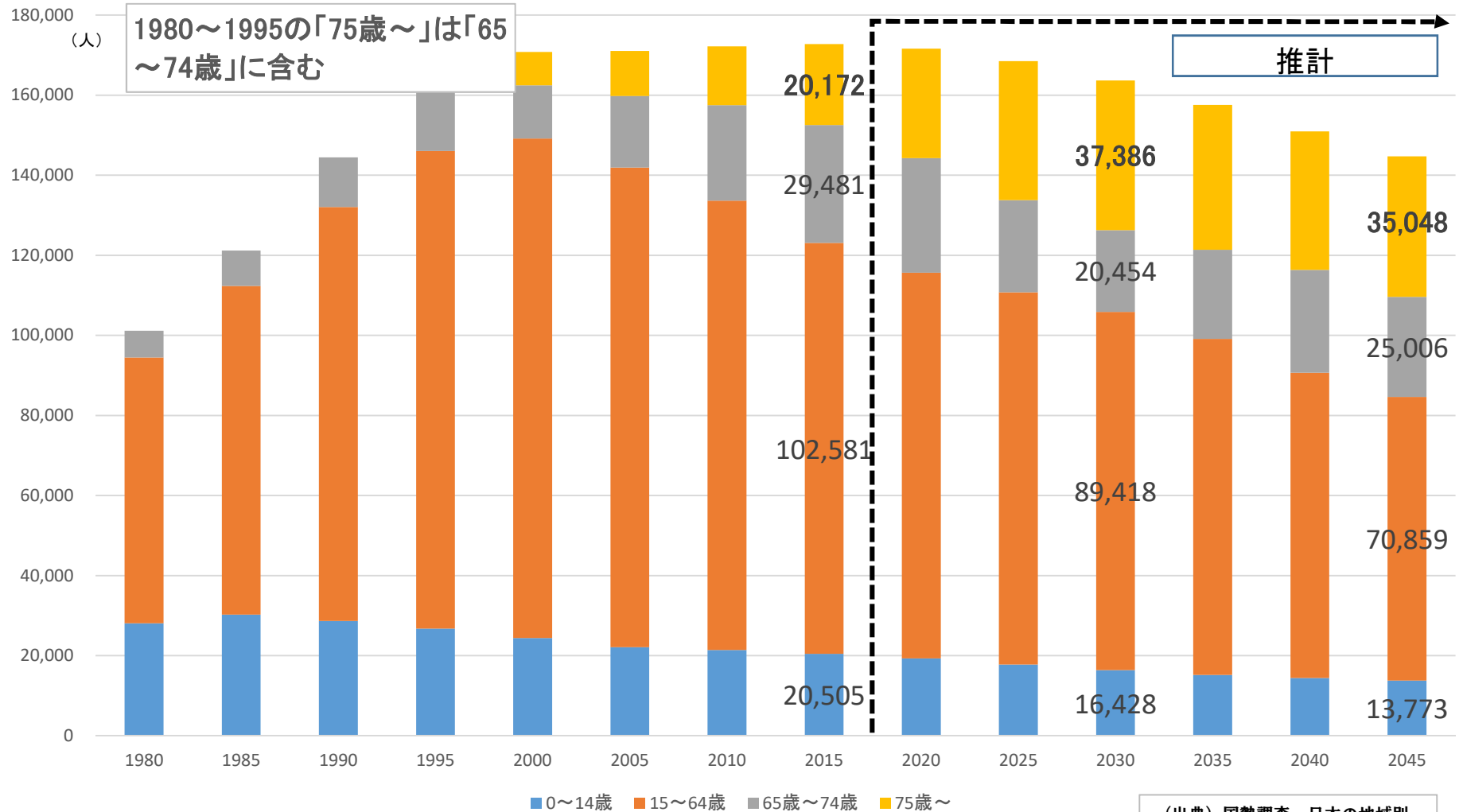
◆A目標達成: 目標値を上回った ◆B順調: 達成率が60%以上 ◆C進展: 初期値を上回った ◆D初期値以下: 初期値を下回った

《具体的施策のKPI進捗状況》

	平成29年度実績		参考平成28年度実績	
	件数	達成率	件数	達成率
A 目標達成	30	42.3%	20	28.2%
B 順調	10	14.1%	20	28.2%
C 進展	15	21.1%	16	22.5%
D 初期値以下	15	21.1%	14	19.7%
未判定	1	1.4%	1	1.4%

年齢区分別に見た佐倉市の人口推移

約30年後の2045年、佐倉市の人口は「144,686人」と推計。
 2045年、75歳以上の人口は「35,048人」となり、おおむね市民の4人に1人が75歳以上。
 2045年、社会の担い手となる15歳～64歳の人口は「70,859人」であり、市の人口の5割を下回る。



(出典) 国勢調査、日本の地域別
 将来推計人口(平成30(2018)年推計)

参考：コミュニティカレッジさくらでの主な意見 (29.9.24)

～ 下記3テーマでワールドカフェ形式によるワークショップを開催 ～

テーマ	佐倉市に住んで「よかった」と思うことは何ですか。	他のまちにはない、「佐倉らしさ」とは何でしょうか。	10年後の佐倉市はどんなまちになっていて欲しいですか。そのために各主体（行政、市民・事業者）ができることは何ですか。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然 ・田園都市 自然との融合 ・災害が少ない。 ・歴史、文化がよい。 ・城址がある ・順天、武家屋敷等を友達にガイドして喜ばれた。 ・農産物が新鮮 ・長嶋茂雄さん出身！！ ・小出監督が生んだオリンピック金メダルの高橋尚子がいた。 ・文化の充実 シネマのタベ他 ・生涯学習の制度が充実している ・交通の便が良い 都内まで1時間以内 ・治安が良い ・大きな病院がある。 ・スーパー等が充実している ・近所づきあい良い ・高齢者障害者にやさしい ・若い世代との共存 	<p>【自然】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の自然が感じられる。鳥の声、虫の鳴き声 ・街並みがきれい ・利便性のある田舎風 <p>【歴史、文化、スポーツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽、文化に力を入れている ・文化、順天堂（蘭学）、さくら連隊 ・花火大会等大きなイベントがある ・日本の遺産にふさわしい歴史的建造物がある <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館、公民館等があり便利 ・歴博の強みをもっと活かす ・医療機関が充実している ・健康診断が充実している ・音楽ホールが充実している ・文化施設が近場にある 	<p>《行政》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏直下型地震への対策、啓もう活動（食料備蓄だけでなく命を救うため最大限の努力） ・自然も人も現状維持希望 ・行政の主題 高齢者より若者重視 ・子育ても大事 でも高齢者を大事にして欲しい。 ・空港とタイアップして観光ルートが出来ると良い（外国人客が増える） ・東京都心からわりと近いので23区等にPRして若い方達を取り込んでいく <p>《市民・事業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏直下型地震への自治会の対策 ・さらに高齢化が進むと考えられるので元気で年を取る為に努力が必要 ・自然にめぐまれた佐倉を外に発信。若い人達に特に伝えていく



佐倉市の財政状況

平成30年10月4日
佐倉市行政改革懇話会説明資料
(企画政策部財政課 作成)

はじめに…… 本資料について

本資料は、原則として、国の決算統計（地方財政状況調査）に基づく普通会計における決算数値を使用しています。

※決算統計とは…

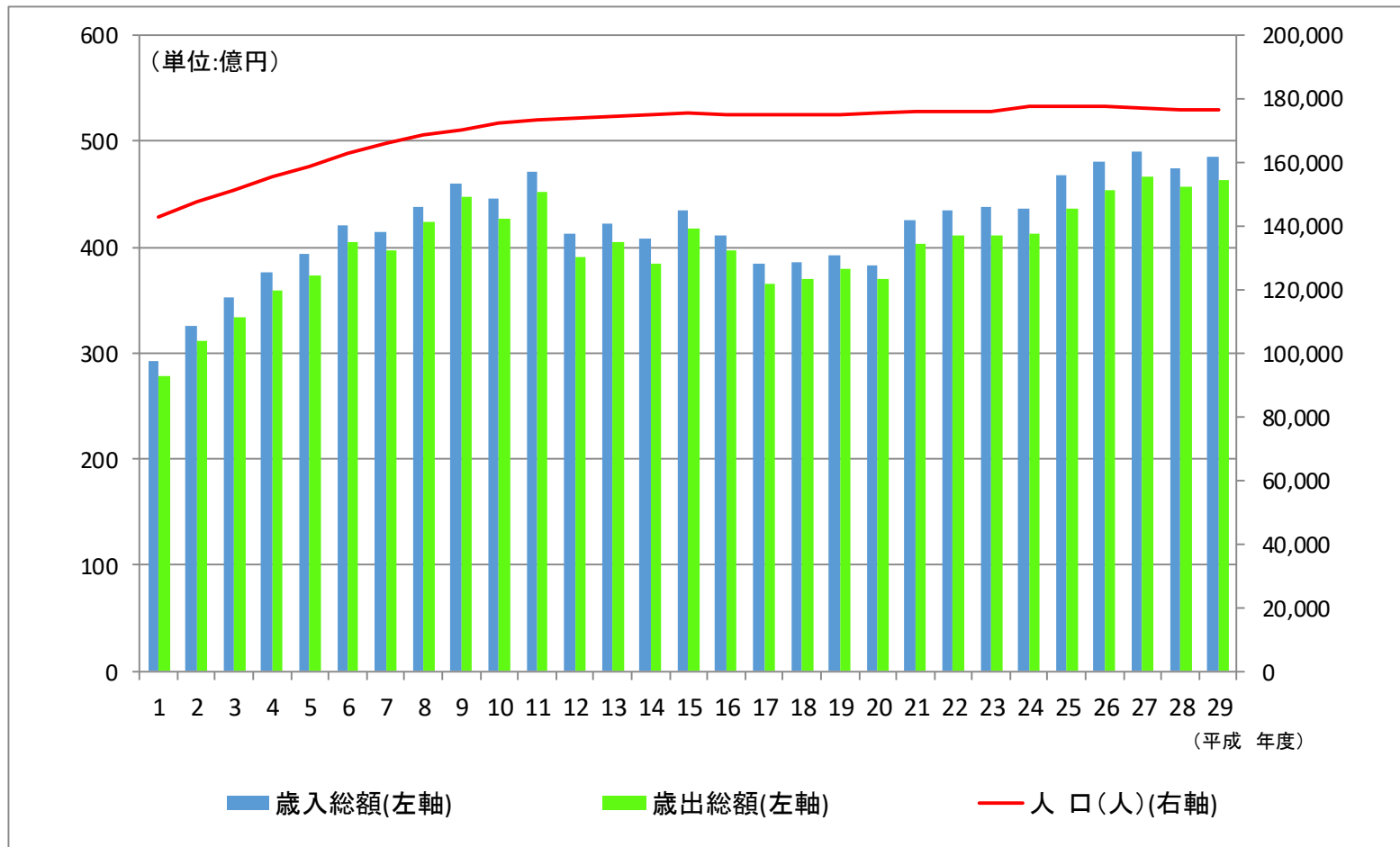
地方公共団体の決算に関する統計。

予算の執行を通じて地方自治体がどのような行政運営を行ったかを見るための基礎資料であり、毎年度の執行結果を表すものとして最も基本的かつ重要な統計であるもの。

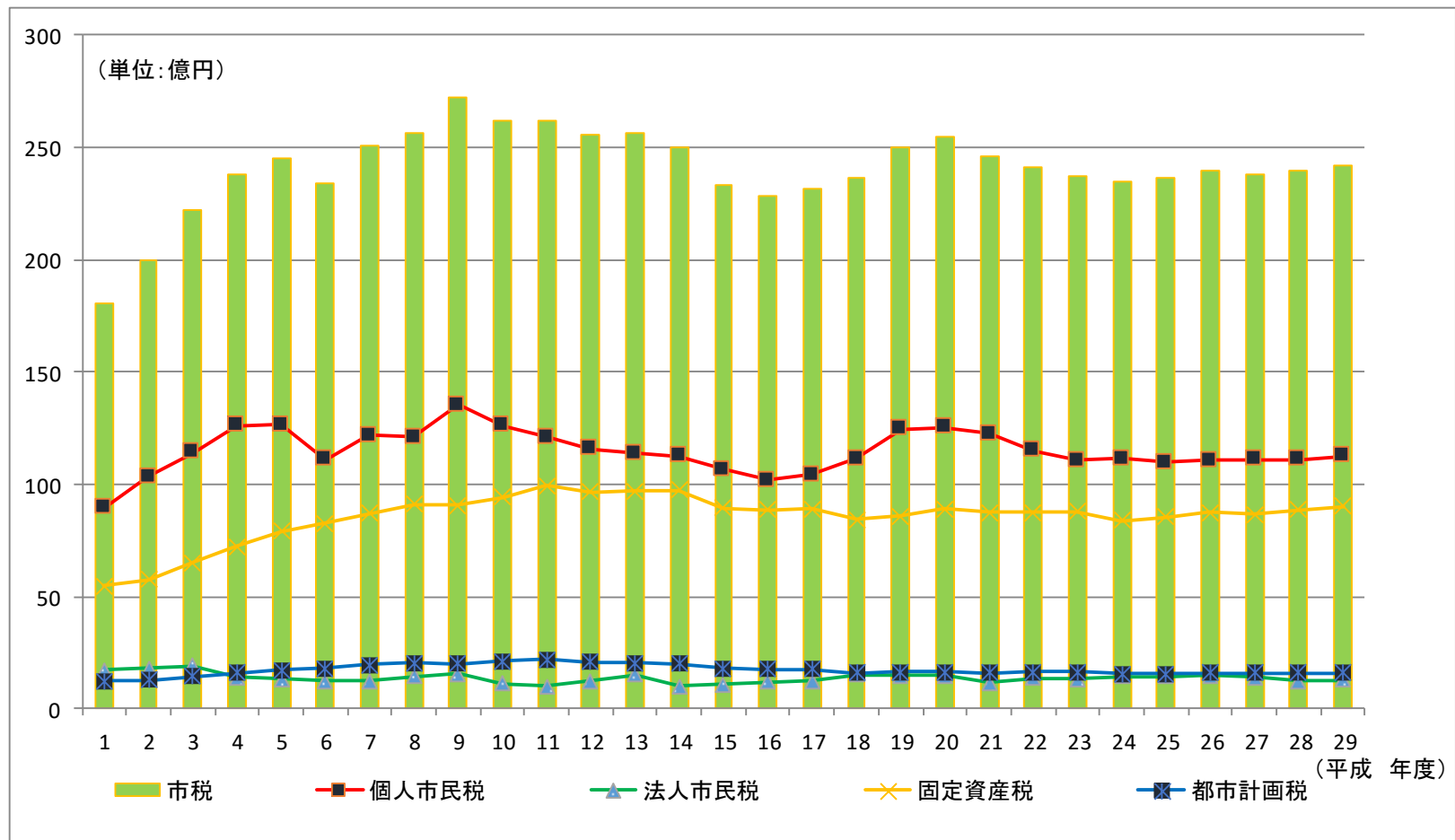
なお、地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されているが、各自治体の会計区分は同一ではないため、決算統計では地方自治体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分している。

※佐倉市の普通会計：一般会計＋公共用地特別会計＋災害共済特別会計

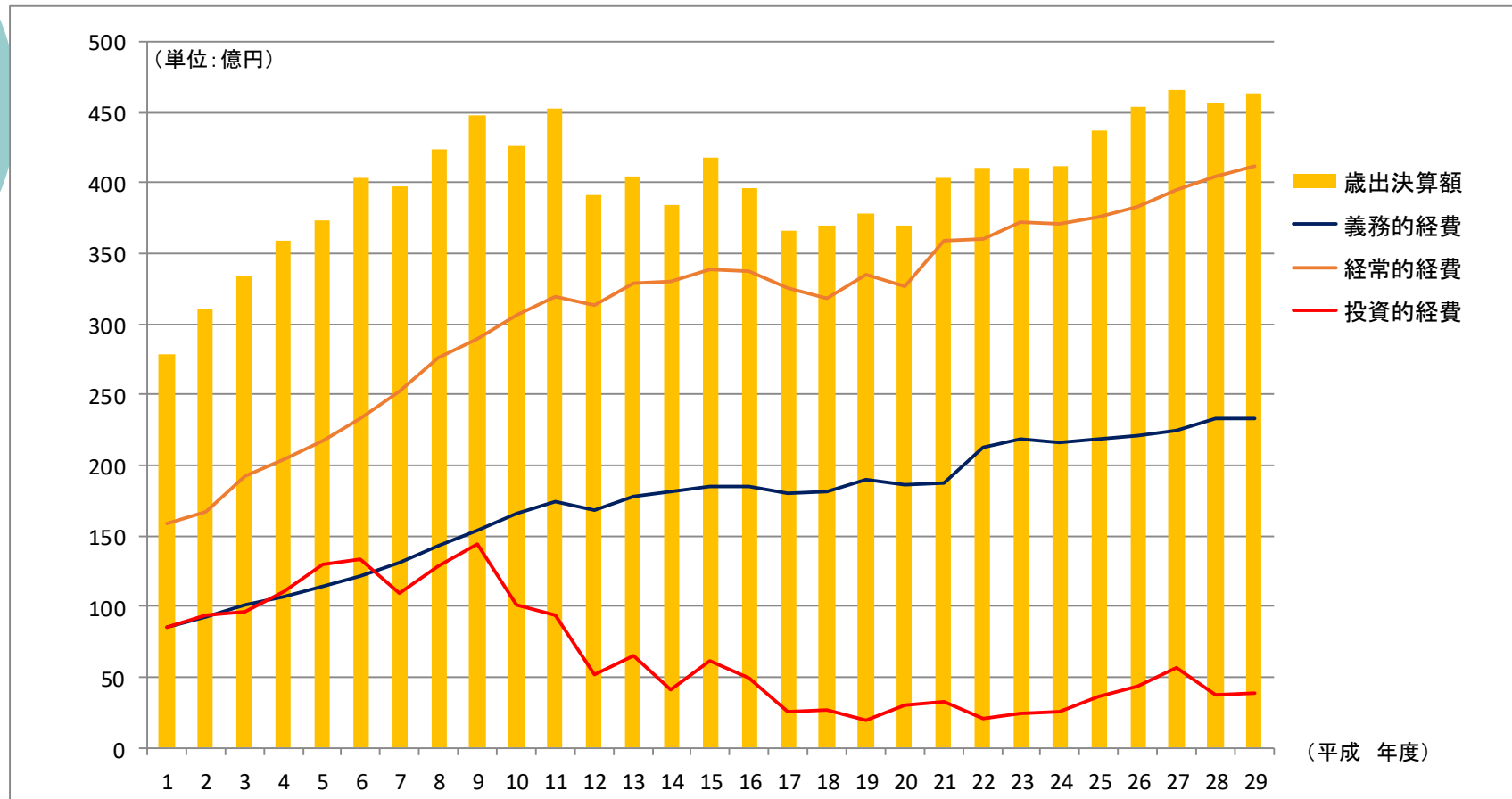
佐倉市財政規模の推移



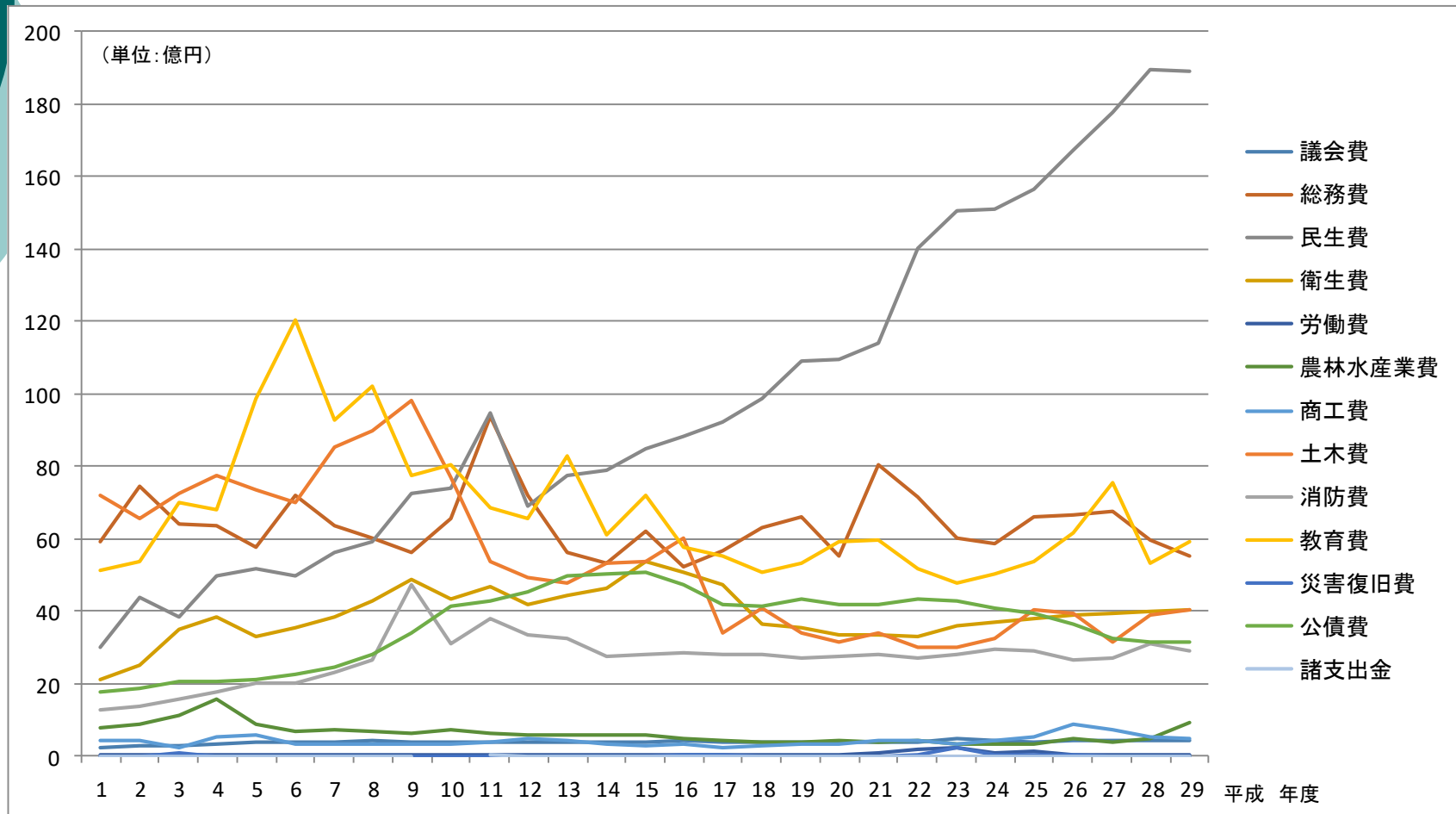
市税の推移



歳出総額と経費別決算額の推移



目的別歳出の推移



平成29年度普通会計決算の概要 ①

- 1. 決算規模
 - ・歳入総額 485億5,475万4,000円、前年度比 2.4%増
 - ・歳出総額 462億9,859万2,000円、前年度比 1.4%増。
- 2. 決算収支
 - ・形式収支 22億5,616万2,000円、前年度比 30.9%増
 - ・実質収支 20億4,721万3,000円、前年度比 69.2%増。
 - ・実質単年度収支 △17億6,788万1,000円、前年度比 △50.5%増

3. 歳入歳出の明細書 歳入の内訳

(単位:千円、%)

	平成29年度				平成28年度			
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	24,220,287	49.9	292,027	1.2	23,928,260	50.5	133,330	0.6
地方譲与税	445,224	0.9	191	0.0	445,033	0.9	▲ 3,527	▲ 0.8
各種交付金	3,284,301	6.8	345,266	11.7	2,939,035	6.2	▲ 430,810	▲ 12.8
地方特例交付金	125,817	0.3	4,427	3.6	121,390	0.3	▲ 3,087	▲ 2.5
地方交付税	575,750	1.2	▲ 1,494,869	▲ 72.2	2,070,619	4.4	▲ 177,536	▲ 7.9
使用料・手数料	811,475	1.7	58,148	7.7	753,327	1.6	▲ 104,614	▲ 12.2
国庫支出金	7,234,992	14.9	▲ 68,129	▲ 0.9	7,303,121	15.4	▲ 251,163	▲ 3.3
都道府県支出金	3,190,300	6.6	211,502	7.1	2,978,798	6.3	▲ 41,709	▲ 1.4
繰入金	3,326,850	6.9	2,014,361	153.5	1,312,489	2.8	901,572	219.4
繰越額	1,720,990	3.5	▲ 657,521	▲ 27.6	2,378,511	5.0	▲ 280,374	▲ 10.5
地方債	2,375,100	4.9	141,600	6.3	2,233,500	4.7	▲ 1,397,100	▲ 38.5
その他	1,243,668	2.6	305,663	32.6	938,005	2.0	45,756	5.1
歳入合計	48,554,754	100	1,152,666	2.4	47,402,088	100.0	▲ 1,609,262	▲ 3.3

平成29年度普通会計決算の概要 ②

目的別歳出の状況

(単位:千円、%)

	平成29年度				平成28年度			
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	増減額	増減率
議会費	405,241	0.9	▲ 734	▲ 0.2	405,975	0.9	▲ 21,094	▲ 4.9
総務費	5,508,524	11.9	▲ 453,995	▲ 7.6	5,962,519	13.1	▲ 784,949	▲ 11.6
民生費	18,907,174	40.8	▲ 29,971	▲ 0.2	18,937,145	41.5	1,173,595	6.6
衛生費	4,050,939	8.7	68,681	1.7	3,982,258	8.7	44,514	1.1
労働費	27,830	0.1	▲ 112	▲ 0.4	27,942	0.1	4,317	18.3
農林水産業費	939,051	2.0	480,736	104.9	458,315	1.0	84,072	22.5
商工費	498,265	1.1	▲ 5,809	▲ 1.2	504,074	1.1	▲ 208,423	▲ 29.3
土木費	4,029,104	8.7	135,901	3.5	3,893,203	8.5	760,227	24.3
消防費	2,875,479	6.2	▲ 201,536	▲ 6.5	3,077,015	6.7	354,140	13.0
教育費	5,912,766	12.8	613,583	11.6	5,299,183	11.6	▲ 2,251,453	▲ 29.8
災害復旧費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
公債費	3,144,219	6.8	12,834	0.4	3,131,385	6.9	▲ 106,235	▲ 3.3
歳出合計	46,298,592	100.0	619,578	1.4	45,679,014	100.0	▲ 951,289	▲ 2.0

平成29年度普通会計決算の概要 ③

性質別歳出の状況

(単位:千円、%)

	平成29年度				平成28年度			
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	23,271,265	50.3	▲ 14,131	▲ 0.1	23,285,396	51.0	829,656	3.7
人件費	8,562,182	18.5	151,259	1.8	8,410,923	18.4	89,480	1.1
うち職員給	6,185,081	13.4	64,025	1.0	6,121,056	13.4	87,581	1.5
扶助費	11,564,864	25.0	▲ 178,224	▲ 1.5	11,743,088	25.7	846,411	7.8
公債費	3,144,219	6.8	12,834	0.4	3,131,385	6.9	▲ 106,235	▲ 3.3
投資的経費	3,909,569	8.4	192,602	5.2	3,716,967	8.1	▲ 1,953,679	▲ 34.5
普通建設事業費	3,909,569	8.4	192,602	5.2	3,716,967	8.1	▲ 1,953,679	▲ 34.5
うち補助事業費	1,547,039	3.3	218,887	16.5	1,328,152	2.9	▲ 1,569,931	▲ 54.2
うち単独事業費	2,359,073	5.1	▲ 10,556	▲ 0.4	2,369,629	5.2	▲ 380,922	▲ 13.8
うち県営事業等	3,457	0.0	▲ 15,729	▲ 82.0	19,186	0.0	▲ 2,826	▲ 12.8
その他の経費	19,117,758	41.3	441,107	2.4	18,676,651	40.9	172,734	0.9
うち物件費	7,638,033	16.5	290,194	3.9	7,347,839	16.1	51,697	0.7
うち補助費等	5,470,464	11.8	271,351	5.2	5,199,113	11.4	▲ 107,060	▲ 2.0
うち積立金	904,712	2.0	▲ 246,395	▲ 21.4	1,151,107	2.5	▲ 4,373	▲ 0.4
うち貸付金等	173,619	0.4	▲ 17,348	▲ 9.1	190,967	0.4	41,559	27.8
うち繰出金	4,537,057	9.8	141,696	3.2	4,395,361	9.6	177,109	4.2
歳出合計	46,298,592	100.0	619,578	1.4	45,679,014	100.0	▲ 951,289	▲ 2.0

平成29年度普通会計決算の概要 ④

4. 主な財政指標等

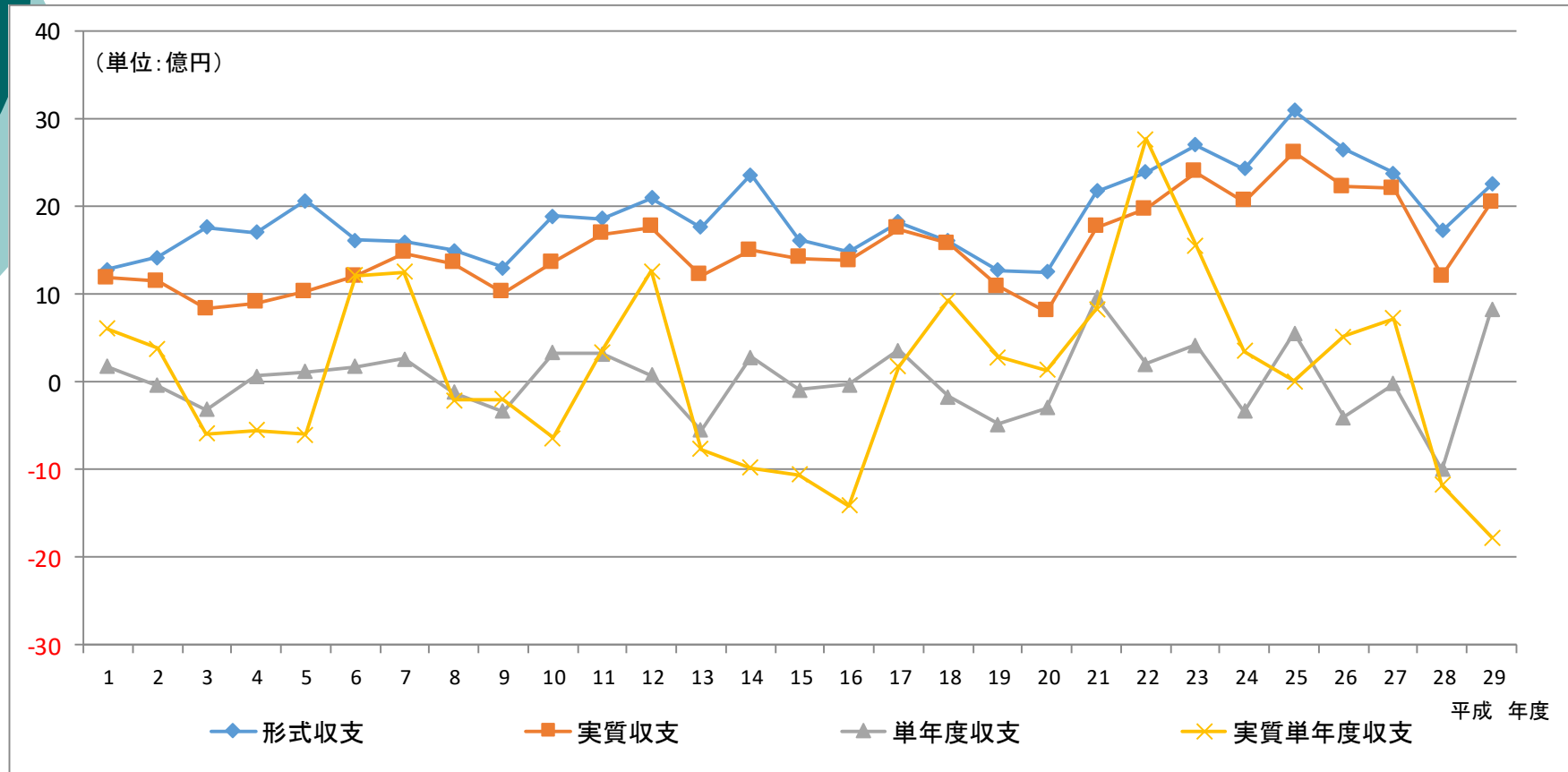
項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収支比率 (%)	93.6	91.9	90.9	93.7	98.3
公債費負担比率 (%)	10.7	10.0	8.9	8.6	8.5
財政力指数	0.901	0.903	0.907	0.911	0.915
実質単年度収支(百万円)	8	522	726	▲ 1,175	▲ 1,768
財政調整基金残高(百万円)	6,850	7,772	8,512	8,335	5,730
地方債残高(百万円)	30,438	30,913	31,658	31,058	30,535

財政健全化判断比率の推移

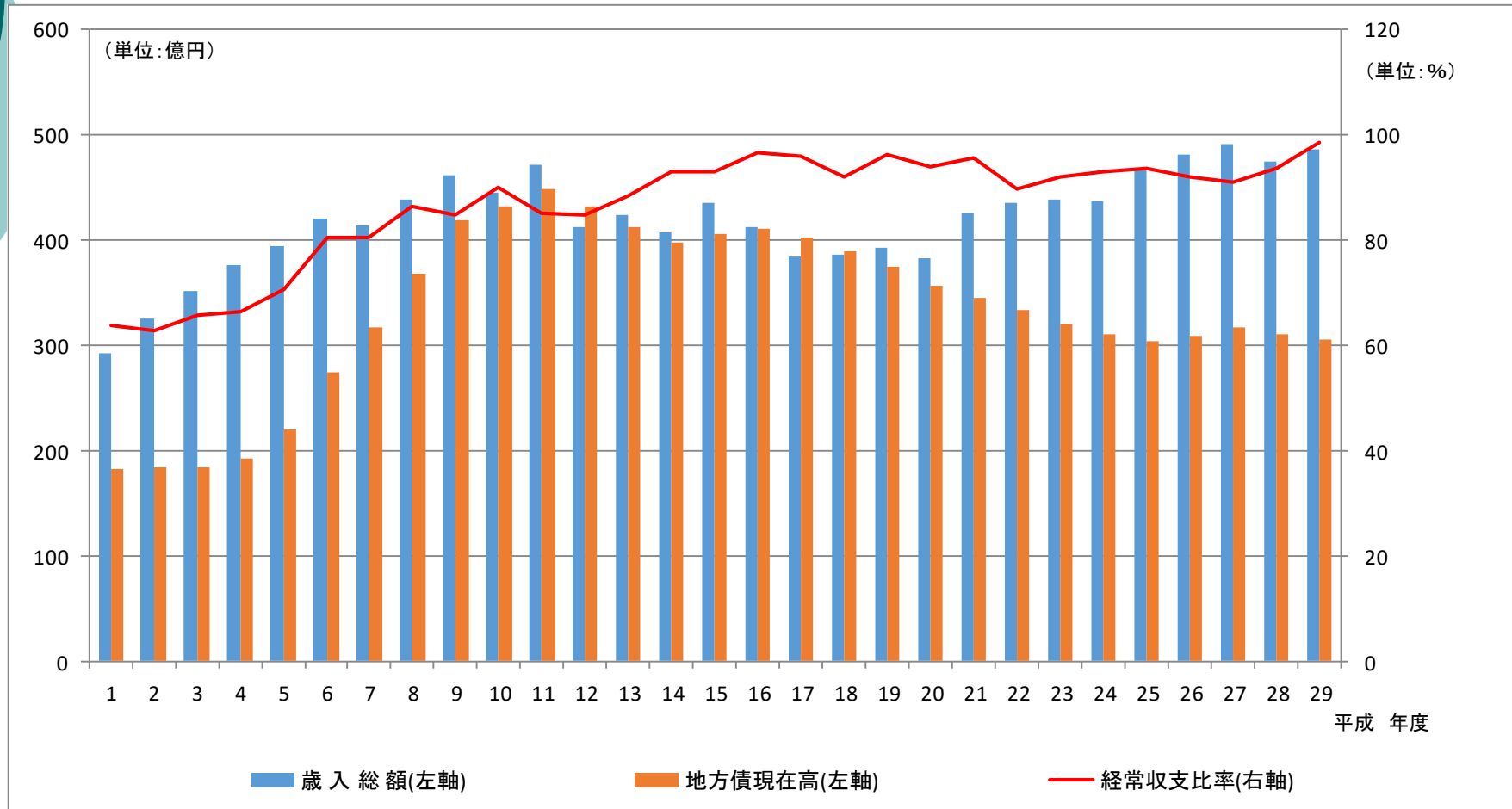
(単位:%)

	早期健全化基準	財政再生基準	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実質赤字比率	11.88	20	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	16.88	30	—	—	—	—	—
実質公債費比率	25.0	35.0	5.1	4.1	3.5	2.6	2.5
将来負担比率	350.0	—	—	—	—	—	—

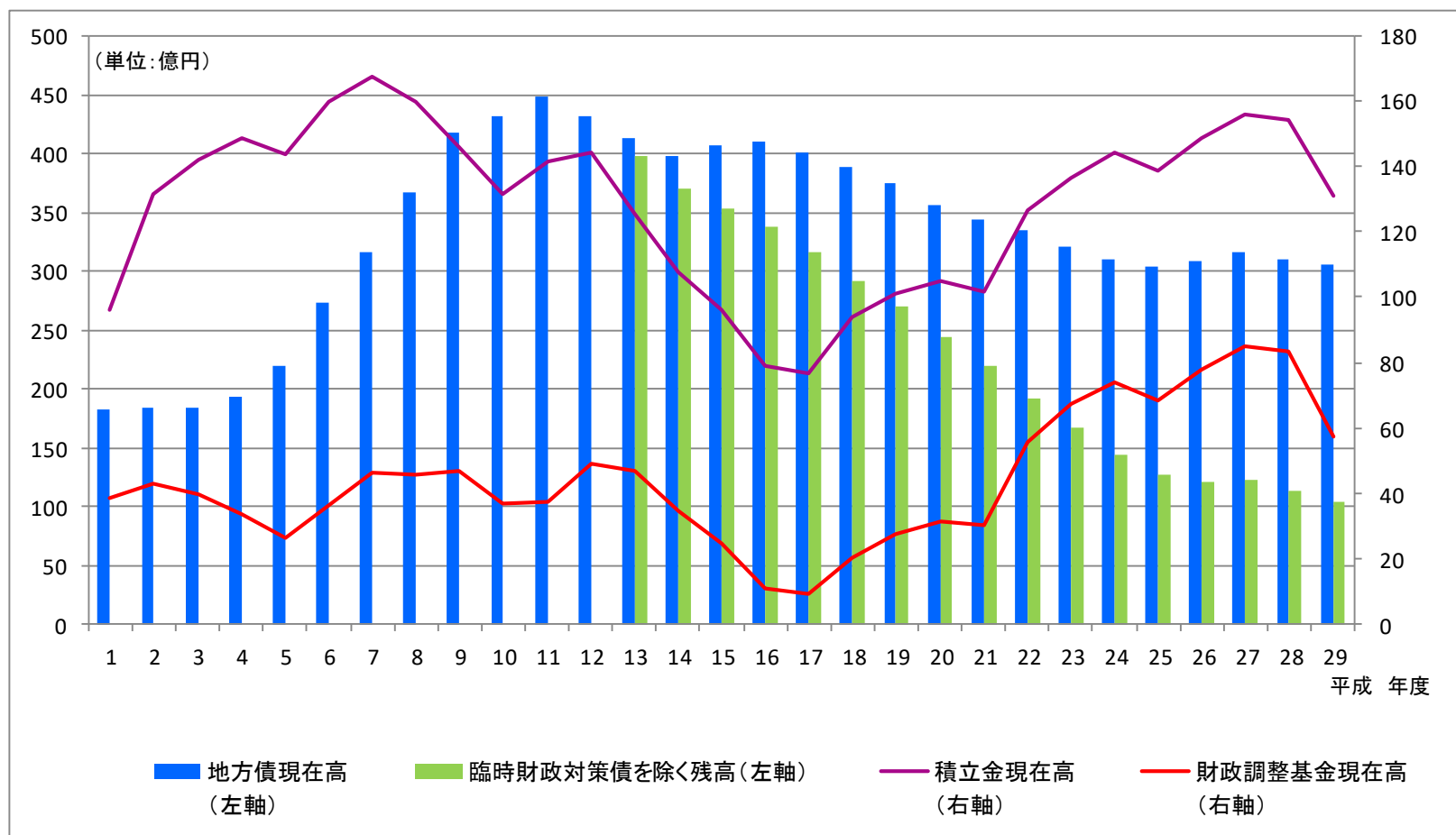
年度収支の推移



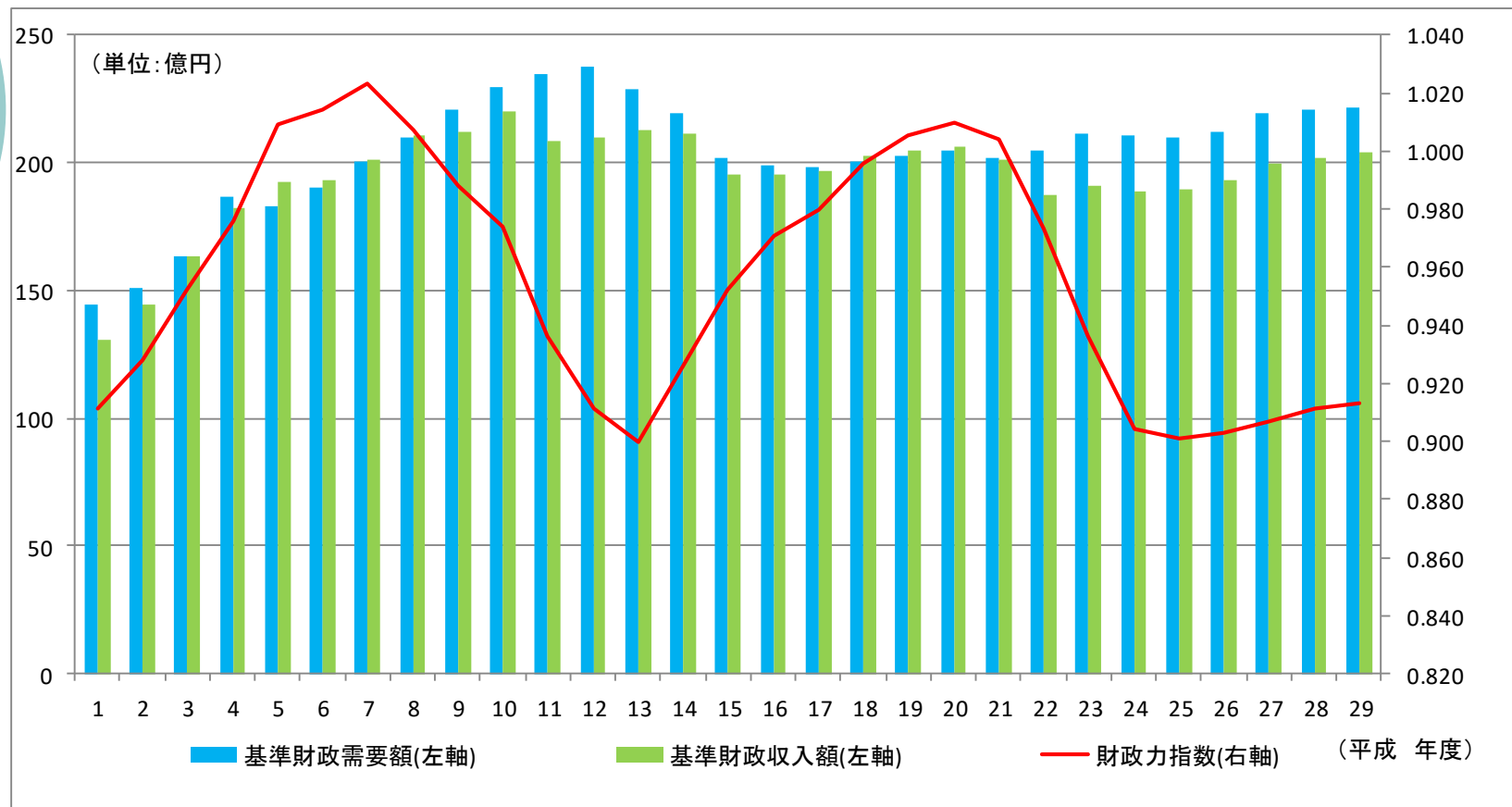
経常収支比率等の推移



市債と積立金の推移



財政力指数の推移





現状と課題

① 歳入

- 市税は、一時的に微増であるものの、将来的には減少傾向と見込んでいる。
→引き続き、人口動態や景気の状態を注視していくことが必要
- 国税・県税を原資とする国・県からの各交付金 → 減少傾向
- 地方交付税をはじめ、制度改正や国の政策により増減する可能性が大きい。

② 歳出

- 福祉関連経費が今後とも増加するものと思われる。
→特に、子育て支援、高齢者支援、介護保険や国民健康保険特別会計などの経費
- 公共施設の改修・更新経費
→老朽化した各公共施設やインフラの改修・更新費用も課題

③ 財源不足

- 平成17～18年度の予算編成では、厳しい状況を背景に、必要経費を除く経常的経費を一律12%削減。その後も歳入規模にあわせた歳出とすることを継続している。
- さらなる経費の増加に対する財源は、不足する状況と考えられる。
(義務的経費も含めた経常的経費は、継続して抑制することが必要)
→特定目的基金の活用も検討



持続可能な財政運営のために

① 行財政改革等

- これまでは、「佐倉市財政運営検討委員会」からの提言、そして、集中改革プランの推進などを実施してきた。
 - ⇒ 公債費の抑制など、収支の均衡を図るための抑制の実施
ファシリティマネジメントの推進による公共施設関係経費の見直し
行政サービスに係るコストをふまえた、使用料・手数料の見直し
- 今後の、国の行財政改革の動向
 - ⇒ 税と社会保障の一体改革、地方分権、財源移譲など

② 歳入に見合った財政運営

- 「入り」を計りて「出る」を制す ⇒ 歳入に見合った財政運営
 - 歳入の規模に合わせた歳出 ⇒ 経常的経費の抑制、新規事業の厳選
 - 身の丈にあった財政運営 ⇒ 必要とされる事業、スリム化への努力
- 国の動向や今後の佐倉市の状況を見ながら、人口減少対策・地域活性化などには重点配分し、選ばれるまちとなるような工夫も必要 ⇒ 佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定